

平成25年第11回邑南町議会定例会(第3日目)会議録

1. 招 集 月 日 平成25年12月3日（平成25年11月26日告示）
2. 招集の場所 邑南町役場　議場
3. 開　　　議 平成25年12月11日（水）　午前9時30分
 散会　午後3時8分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
1 0 番	日野原 利郎	1 1 番	清水 優文	1 2 番	辰田 直久	1 3 番	亀山 和巳
1 4 番	石橋 純二	1 5 番	三上 徹	1 6 番	山中 康樹		

5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
1 0 番	日野原 利郎	1 1 番	清水 優文	1 2 番	辰田 直久	1 3 番	亀山 和巳
1 4 番	石橋 純二	1 5 番	三上 徹	1 6 番	山中 康樹		

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副町長	桑野 修	総務課長	藤間 修
危機管理課長	細貝 芳弘	定住促進課長	原 修	企画財政課長	日高 輝和
情報推進課長	小林 雅博	町民課長	服部 導士	税務課長	上田 洋文
福祉課長	飛弾 智徳	農林振興課長	植田 弘和	商工観光課長	日高 始
建設課長	土崎 由文	水道課長	朝田 誠司	保健課長	日高 誠
会計管理者	安原 賢二	瑞穂支所長	川信 学	羽須美支所長	加藤 幸造
教育委員長	河野 義則	教育長	土居 達也	学校教育課長	田中 節也
生涯学習課長	能美 恭志				

- 議会議事録
9. 本会議に職務のため出席した者の氏名
議会議務局長 沖 幹雄 事務局係長 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
14番	石橋 純二	15番	三上 徹

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成25年第11回邑南町議会定例会議事日程(第3号)

平成25年12月11日(水) 午前9時30分開議

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

平成25年第11回 邑南町議会定例会(第3日目)会議録

平成25年12月11日(水)

—— 午前9時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

### 開議宣告

- 議長(山中康樹) おはようございます。定足数に達しておりますので、ただ今より、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布をしたとおりです。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(山中康樹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。14番石橋議員、15番三上議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 一般質問

- 議長(山中康樹) 日程第2、一般質問。これより一般質問を行います。一般質問は通告順に行います。あらかじめ一般質問の順番を申しあげておきます。1番平野議員、2番漆谷議員、3番大和議員、4番瀧田議員、5番清水議員、6番中村議員、7番宮田議員、8番辰田議員、9番大屋議員、10番亀山議員、11番日野原議員、以上11名です。それでは、通告順位第1位平野議員、登壇をお願いいたします。

- 平野議員(平野一成) 議長。

- 議長(山中康樹) 3番、平野議員。

- 平野議員(平野一成) 皆さん、おはようございます。3番平野でございます。ええ、12月の定例会にあたりまして、ええ、初めて一番最初に質問をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。ええと、最初にですね、ええ、8月の豪雨災害以降、被災をされました皆さま方に改めてお見舞いを申しあげますと共に、ええ、復旧、復興に向けて昼夜を分かたずご尽力いただいております関係各位に敬意を表したいと思います。ええ、これから寒さも厳しくなっております。お体等、気をつけられて、ええ、作業等続けていただきたいたとよろしくをお願いいたします。ええ、今回は議員として期間もほぼ7ヵ月経過をいたしまして、ええ、定例会、委員会、また各種研修会等いろいろと参加をさせていただきました、非常にこれまでの私の人生の中でも密度の濃い充実した日々を過ごさしていただいております。ええ、これまで地域の皆さま方よりもいろいろとご意見ご要望等いただきましたし、それから私が経験いたしましたことを、中心として3点ほど質問をさせていただきます。ええ、先般、社会教育の中四国の研修大会ということの、に、参加をさせていただきました。ええ、その中で地域の個人、団体、企業、組織が地域の全ての人々の成長と発展に関わる使命を持っていることを理解し、どう行動するかというビジョンを共有する作業が重要であり、これに関わっていくことが社会教育の使命であるというような意見がございました。これは、ええ、正に私ども邑南町のまちづくり基本条例の精神につながるものであるというふうに感じながら帰らせていただきました。本年6月の定例会の一般質問でも、ええ、取り上げさせていただきましたが、このまちづくり基本条例の精神を町民の皆さんと真に共有するために、条例の町広報への掲載ということを提案をし、

早速本年9月号より掲載を始めていただきました。まだまだ地域により、温度差はございますけれども、自主自立への道は始まったばかりであり、自分たちの地域は自分たちでつくり、そして守っていくのだという気運は決してまだ大きくはなってはいないというふうには私は感じます。今後より一層この基本条例の町民の皆さんへの浸透を推進をし自主自立そして協働の精神を高めて行く努力をしていく必要を感じております。自主自立の気運を高めてそしてさらに地域の皆さんの心のつながりあるいは絆を取り戻すことが、現在町でも積極的に推進をしておられます自主防災の体制づくりにもつながっていくものと思います。そこでまずは、合併以来の行政運営の中でこのまちづくりのソフトの部分、いわゆるまあ、心の部分とでも言いますか、ここでの、ええ、町長の思いやあるいは行政サイドの皆さんの思いをどのように実現をできたとお考えであるか、また今後の町政運営においてどのように町民の皆さんに訴え、また自主自立あるいは協働の気運の向上を図っていかれるおつもりであるかお聞きしたいと思います。

●**藤間総務課長(藤間修)** 番外。

●**議長(山中康樹)** 藤間総務課長。

●**藤間総務課長(藤間修)** ええ、合併時に新町まちづくり計画の、ええ、新町のかたちは町民に一人ひとりの夢が互いに響きあい、理想郷に向かって力強く成長、発展、自立していくことを願い、計画のタイトルを夢響きあう元気の郷づくりとしております。で、これまで3町村、旧3町村それぞれの理念に基づいて、特色あるまちづくりを展開してきましたが、その理念と成果を最大限に尊重して、ええ、それぞれの個性を生かしながら、更なる発展と自立した町づくりを目指すために、和することを町是としまして、和のまちづくりをめざして、基本理念としてきております。ええ、そして六つのまちづくりの将来像を掲げておりまして、ええ、その中に夢語る新コミュニティの町という項目がございます。それで進めてまいった後に、平成19年4月1日施行になりますが、邑南町まちづくり基本条例を施行しております。で、今言われましたように第5条にはまちづくりの基本原則が定めてございまして、第1項に町民と町は互いの役割のせき、と、責任のもと、協働でまちづくりを進めていくものとする。さらに第3項に町民と町はコミュニティがまちづくりにおいて重要な役割を果たすことを認識し、これのせい、育成発展に努めるものとするとしております。解説でございしますが、第1の基本として、町民、役場、議会、自治会等の町内のまちづくり活動団体が共に考え、共に行動し、共に検証する連携のしくみづくりを構築して、協働のまちづくりを進める、さらにまた第3の基本にコミュニティの育成と町との連携がうたわれております。実際には平成22年度には町内全ての地域で自治会が結成されまして、39自治会が揃いました。自治会と町が安心して住みよい町をつくるために協力して活動することとなりますが、本町におきましてはこの協働の取り組みとして、全ての自治会と、自治会と行政の協働に関する業務協定書をむすび、自治会と町の役割分担を明確化しております。ええ、先ほどありました、防災、あるいは広報、公聴、ええ、地域活動など様々な分野において自治会と行政の協働を進めるために協定を結んで取り組んでおるところでございします。なお、この協定で自治会にお願いする業務と、町の支援を明記すると共に地域の特性を生かす活動の部分も含めて自治会活動補助金を交付しております。こうした形で協働が地域の特色ある活動を行い、住みよい生活環境をつくりあ

げ、地域の魅力と活力を見出すものと考えております。そうした第6条から第9条には町民の参加、協働がうたわれております。ええ、第6条に町民参加の場の確保が定められておりまして、町の実施する主要な事業について、町民の意志が反映されるよう、ええ、町民の参加をしていただくということで、パブリックコメントと座談会、説明会、意見交換会等、アンケート、ワークショップ等の各種の方法で参加していただくこととしております。実際に邑南町まちづくり基本条例も町民の方に参加していただいて、協議した結果、策定をしておるということでございます。その他各種審議会、あるいは委員会にも多くの町民の方の参加をいただいております。今後も広く町民の方の意見を伺って町政を進めてまいりたいと考えております。さらに14条から第15条にはコミュニティがうたわれております。第15条にはコミュニティの育成がありまして、町民は自らの住む地域に誇りと愛情を持ち、自分達の地域は自らの手で創りあげるという思いを持ち、コミュニティを守り、育てるものとする、等の条文がございます。コミュニティの地域活動についてはそれぞれ風土、歴史、文化などの違いから、活動内容や取り組みには特色がございますので、私たちはその特色や地域の仕組みを基盤として、地域でできることから始めていこうという考え方に基づいてまちづくりを進めていきたいと考えております。またそれを実行しようとしても、ええ、その組織の力だけでは限界がある場合には、行政がまたそれを補っていく、さらにそれらの構図でまちづくりを目指していくとあります。一方行政におきましても、住民の生活環境を整えていくには自ずと限界がございますので、地域と行政が補完し合い、地域の特色を生かした、安心して住みよい生活環境を整えていくことが必要であると考えております。以上のように進めてまいりたいと考えております。

●**平野議員(平野一成)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 平野議員。

●**平野議員(平野一成)** はい、ええ、これまでまちづくりに関しまして、様々なまあ、いろいろお考えで進めてきていただいておりますけれども、まあ、以前よりも申しあげましたように、なかなかその思いというものがじゅ、町民の皆さんに充分つたえ、伝わっているかどうかということも、ええ、よく検討していただいて、さらなる、ええ、こういう意識の浸透についてですね、行政の方もある意味、主導的に進めていっていただきたいというふうに希望いたします。またあのう、先ほども出ましたが、まちづくりの基本というものはやっぱりそこに住む住民の皆さんが中心になって、ええ、やっていたかかないと動かないということだろうと思います。町民の皆さんがその気になっていただかないと、なかなか動かないということは皆さんご存じだと思いますし、そして、ええ、町民の皆さんに本気になっていただくためには、やはりええ、行政職員の皆さま方も、ええ、本気になって、ええ、町民の皆さんに働きかけていただく必要があると思います。ええ、協働というのはですね、私が思いますのには、まあ、今年も流行語大賞になりましたけども、おもてなしの心というものが、非常に大事ではないかと思います。お互いにおもてなしという心を持ってですね、ええ、共に手を携えていくということで、ええ、進んでいくんじゃないかというふうに思います。ええ、少し余談になるかも知れませんが、ええ、私は、あのう、こちらに帰って来る前に、ええ、一般企業に勤めておりました。で、その会社にはですね、ええ、会社の綱領でありますとか、信条、それから、ええ、遵法すべき精神というような

ものがございまして、毎朝の朝礼で、この7つの精神というものを社員一同唱和をしてですね、ええ、日々新たに本日の目標を社員一人ひとりが設定をして、ええ、順番に3分間の所感を述べて、ええ、というような朝礼がございました。やはりあのう、ま、行政と民間ということではずいぶん、あのう、性質的には異なるものでございますけれども、やはり企業は、まあ、利益を追求するものでございます。で、行政は利益を追求するものではございませんけれども、やはり邑南町にす、ええ、住んでいる住民の方が一人でも多くの皆さまが、ええ、邑南町に住んでいてよかったと、ここに生まれてよかったと思っていただけることが、ええ、行政にとっての利益であり、財産であるというふうに思います。そこで、ええ、一つ提案ですけども、先ほどもええ、基本条例とか町民憲章とかございましたけれども、あのう、行政の朝礼でですね、一つ、一つ、何でもいいですから、決めていただいて、皆さんでその精神を唱和をして、朝礼で日々新たな目標に向かって、みんなで力を合わせていこうというようなことをされてはいかがでしょうか。そして、こうしたお互いのおもてなしの心を持って、行政職員さんの皆さんもですね、もっともっと地域に積極的に関わっていただいて、地域づくりのリーダーとしても活躍していただきたいと思います。ですが、いかがでございましょうか。

●藤間総務課長(藤間修) 番外。

●議長(山中康樹) 藤間総務課長。

●藤間総務課長(藤間修) ええ、行政の職員の責務等に関することだと思いますが、ええ、邑南町が平成17年の9月に邑南町職員育成基本計画を策定しております。これには地域の実情やちいみ、町民のニーズを的確に把握して最善の対応について果敢に展開する必要がありますので、職員一人ひとりが仕事をする上で新たな法規のもと、町民の、に、町民の満足度を高めることや効率的な行財政運営を図るために常に前向きに考え、行政のプロとしての資質を磨いていくことが必要でありますので、ええ、基本的にそういった組織力の向上を目指す、あるいは人権感覚、知識や技術を高めて能力を向上させながら意欲を持って仕事ができるような職場環境づくりや制度づくりをすすめ、組織力の向上を目指すという目標にして今までやってきております。で、先ほどありました、あのう、例えば実際に現在やっておりますのは、ええ、月に1回朝礼を行いまして、そこで町長の訓示があり、さらに職員に3分間スピーチを課しております。で、これは職員の研修のためでもありますし、本人が例えばどこかの研修へ行った、こういった事業を今展開している、それから自分が地元でしていること等のテーマを、によりましてスピーチをさせております。これはあのう、皆さん、たくさんの方の前でお話をするという研修にもなりますので、そういったことをしておりますのと、さらにあのう、毎朝、各部署では、ええ、例えば瑞穂支所では毎週1回朝礼をするとか、羽須美支所では毎日朝礼をするとか、ある課ではこの1日のそのスケジュールを全部その課の者に伝えるために朝礼をするとか、そういった努力は常にしておるところでございます。先ほどありました町民憲章等についてはまたあのう、町長の訓示がございまして、その中にも含まれると思いますので、そのへんはまた検討していきたいと考えております。

●平野議員(平野一成) 議長。

●議長(山中康樹) 平野議員。

●**平野議員(平野一成)** ええ、現在、朝礼、月に1回ですが、やっておられるということで、えらい失礼をいたしました。ええ、ただですね、やはり先ほど申しましたように、ええ、ある程度一つの目標に向かってみんなで意識を強めようという取り組みも是非ともやっていただきたいと思います。それとまあ、あのう、行政のプロとしていろいろと計画等されておられますけども、まあ、行政のプロというのも大事ですけども、住民という立場も一つ、ああ、考えていただいて地域の行事、あるいは研修会とかそういうものに積極的に顔を出して町民の皆さんとお話をしていただければと思いますので、今後とも一つよろしくお願いいたします。ええっと、まちづくりという観点で少しちょっと視点は違いますが、ええ、これまでええと、いろいろなまちづくりや産業振興等、ビジョン等拝見いたしますと、私は本当に素晴らしい構想というものが並んでいると存じますが、しかしながら、どう言ったらいいんですか、な、なにか歯車が外れているのかなと、というような感じがいたしまして、構想の策定は策定で終わってしまう、あとは誰かやっちゃんさいみたいな、感覚になってはいないだろうかというふうに感じます。ええ、一つ例を上げさせていただきますと、ええと、農林商工等連携ビジョンについてですけども、邑南町の基幹産業である農林業を生かして、官民の多様な主体の連携による新商品、新サービス開発、観光振興、定住、交流促進等に関わる施策全体を示すものとして、非常に重要であり、また素晴らしい構想であると思います。しかしこの構想に対するアクションプランと言いますか、いわゆる行動計画を拝見しますと、構想推進の中核組織として位置付けられておられますサポートセンターの体制の確立がなかなか進んでおらず、ビジョンに示されておられますような官民の多様な主体の連携により、という基本的部分が思うように組織をされず、有効に機能していないのではないかというような報告がされておられます。町にとってこうした非常に重要な構想でありながら、その中核となる部分が、なかなか機能していないというのはいかなるもののでしょうか。先ほど申しましたように、構想の策定それとそれを実行、達成するための具体的な行動の連携ができていないのではないかというふうに思います。この大事な構想には多くの組織、多くの団体、そして多くの町民の皆さんの関与、感心がございます。そしてたくさんの皆さんの心配の声をお聞きするのも事実でございます。特にどのような問題があり、今後の組織化推進の計画等どうなっているのかお聞かせ願いたいと思います。

●**日高商工観光課長(日高始)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 日高商工観光課長。

●**日高商工観光課長(日高始)** ええ、まず、邑南町農林商工等連携ビジョンについて、ええ、平野議員さんの方からも内容については触れていただきましたが、私の方からも少し説明をさせていただきたいというふうに思います。ええ、策定の経緯としましては平成22年に邑南町農林商工等連携ビジョンを策定するために各団体の長の方に委員になっていただき、またそれとは別に担当者レベルの職員をワーキングスタッフという形で任命をいたしまして、約半年間にわたり、議論を繰り返して、平成23年3月にビジョンを策定をいたしました。ええ、まあ、ここで少しこのビジョンの概要についての説明をさせていただきたいというふうに思います。まずあのう、ビジョンの基本理念ということでございますが、ええ、食、これはあのう、食べるという字の食でございますが、ええ、この食をですね、

ええ、今後の地域活性化に向けた重点テーマというふうに捉え、ええ、農林商工等の異業種が連携をし、生産、加工、調理、交流、この各産業分野の更なる改革とですね、ええ、それらの産業を有機的につなぐ、ストーリーの創出に取り組むとし、本町で生産される良質な農林産物を素材とする、ここでしか味わえない食や体験、ええ、これをA級グルメと称して、A級グルメの創出、普及を通じた地域ブランドの構築と関連産業の活性化を実現する、ということを基本理念の方には掲げております。またその基本理念を受けまして、基本方針としては、ええ、三つのことを、があげられております。一つ目は食から職を生み出すパイオニアづくりということでございまして、ええ、これは食べる食からですね、職業の職を生み出すパイオニアづくり、食から職を生み出すということでございます。ええ、まあ、町内の食材の魅力を引き出して、ええ、加工や料理により、付加価値を高めた新しい商品、サービスを生み出すことができる人材あるいは企業を育成することから、新たな商品のサービスの流通拡大を通じた地元農産物の需要の増加、ええ、関連産業の活性化、ええ、これを雇用機会の増加を図っていくというものでございます。ええ、二つ目はですね、これは食産業の担い手づくりということでございます。食を通して、ええ、地域固有の自然、文化、伝統等を再認識し、まあ、これらを守って継承する担い手を育成すること。また農業や食に関する多様な体験であるとか交流機会を用意することで農業生産や農産物の加工、調理、販売、それらを生かした観光交流事業等からなる食産業の担い手を確保、育成するというものでございます。ええ、三つ目としまして、ええ、食による観光誘客の推進ということがあげられております。ええ、これは邑南町でしか、ああ、ここ邑南町でしか味わえない食材や調理、ああ、料理ですね、料理を開発するとともに、地域の食を生かした観光ネットワークの形成、新たな観光イベントの開発、観光キャンペーンを展開することで、ええ、食の観光資源化を推進していき、観光誘客の推進、宿泊客のしゅう、ええ、獲得を推進するというものでございます。ええ、以上の三つがビジョンの中の基本の方針でございます。ええ、またこの邑南町の農林商工等連携ビジョンの具体的な数値目標として掲げておりますのは、ええ、平成23年度から27年度までの5年間で、ええ、食と農に関する5名の起業家を輩出すること、それから定住人口200名の確保をするということ、ええ、三つ目に観光入り込み客数を100万人とするという、この三つを数値目標として掲げております。ええ、23年度と24年度の2年間での実績を申しあげますと、ええ、食と農に関する起業家は8名でございます。ええ、これは目標の5名に対しては既に達成をしております。しかしながら、定住人口はですね、目標の200人に対して、ええ、2年間では72人、また観光入り込み客数については目標の100万に対しては、約93万人となっておりまして、ええ、目標数値には達していません。ええ、平成27年度末の期限まで、まあ、あと2年あまりというふうになっておりますが、ええ、目標の達成に向けてさらに様々な施策を展開していく必要があるというふうに感じております。ええ、またまあ、単にあのう、掲げている目標数値を達成すればそれでいいのかということではありませんで、ええ、まあ、目標を設定した時点から見ますと、状況も多少変化しておりますし、ま、そういう意味では、ええ、今年度末くらいを目途に、目標のうち、目標数値の見直しを行うことも考えております。ええ、これはまあ、あのう、下方修正するというものではございませんで、ええ、まあ、事業な、事業の積極的な推進

により、まあ、さらに上積みを目指すというような方向で現在は考えております。まあ、以上のようなことから、まあ、邑南町農林商工等連携ビジョンだけを捉えて考えますと、まあ、既に目標数値を達成している部分もあり、3年近くを経過した時点での推進状況としましては、順調に推移しているというような認識を持っております。ま、こういった中で、ご指摘の、農林商工等、ええ、農林商工連携サポートセンターの役割でございますが、ええ、この役割としましては、あのう、新商品の開発、ええ、販路の開拓、金融創業支援を積極的に行って、ええ、町内外のビジネスマッチングの企画調整を行う事業コーディネートを行う他、町内外の関係機関さらには役場内の関係部署と横断的に連携をしながら新商品、新サービスの開発、雇用創出に向けた必要な施策を企画、実行していくということを役割として、事業の方を推進いたしております。まあ、あのう、この農林商工連携サポートセンターと、ええ、邑南町の観光協会の事務局はまあ、共にあのう、商工観光課の方に配置をされておまして、関係委員の構成をみますと、ええ、このサポートセンターの構成委員と邑南町の観光協会の構成員が重複している部分も、まあ、かなりあります。ええ、そういったことでええ、このまあ、ビジョンの事業推進にあたっては、ええ、サポートセンターに代わって観光協会がその役目を、ええ、代行して事業を推進しているという面もございます。ま、従ってあのう、サポートセンターのまあ、実働的な役割の部分で観光協会が担って事業を推進しているということもまあ、一面的にはあるというふうに考えております。まあ、そういったことから考えますとまあ、今後もあのう、サポートセンターと観光協会、互いにまあ、緊密な連携を図りながら、ええ、このビジョンの推進は元よりまあ、それ以外の事業についても推進をしていくことが必要であるというふうには考えております。ええ、現在のところ実際にサポートセンターでの事業推進の方法としては、役場内での農林振興課と商工観光課の事務的な部分での協議というのは行っておりまして、まあ、その協議を経て事業を展開しているというのが実態でございます。まあ、しかしながら、あのう、議員ご指摘のようにサポートセンターの独自の機能を生かした事業の推進ということにつきましては、まあ、充分とは言えない状況もあることは認識をいたしております。ええ、現在サポートセンターの構成団体を回ってですね、組織の再編成の説明、協議をさせていただいておりますが、まあ、今後もさらに協議を進めていきながら、ええ、事業展開を図っていきいたいというふうに考えております。

●平野議員(平野一成) 議長。

●議長(山中康樹) 平野議員。

●平野議員(平野一成) はい、ええと連携ビジョン等の一応まあ、詳しい説明をいただきましたが、まあ、私が質問したこととちょっとずれつつたかも分かりませんが、あのう、要はまあ、観光協会が、ある意味、ええ、サポートセンターの代わりの存在で今活動しているというような感じですけども、まあ、あのう、策定段階におきましてですね、いろいろな団体さん、ええ、団体の、ええ、町の方とかいろいろと策定をされておられます。今一度ですね、これをしっかりと検証していただいてですね、あのう、ほんとに動く、推進していただけるほんとに町民の皆さんにとって、ええ、納得のできるものであるようにですね、つくり上げるように努力していただきたいと思います。先ほどあのう、町民の皆さんの心配の声をお聞きしますという、あのう、申しあげましたけれどもまあ、い

ろいろと業者さんによってですね、あのう、いろんな意見を頂戴することがございますので、やはりその人達のやはり、安心、やる気を起こさせるような施策というものを是非、あのう、考えていただきたいというふうに思います。それから先ほど説明をしていただきました、このあのう、構想の中心的存在でありますA級グルメ、あのう、思いがやっぱりなかなかまだ伝わってないような感じがいたします。あのう、対外的には非常に大きな宣伝効果等で評価があるというふうに聞いておりますが、やはりあの町民の皆さんの中でもいろいろとまだ認識ができていないところもありますし、聞きますとやはり、ええ、役場の職員さんの中でもまだあのう、理解が整っていないというようなこともあるようでございますので、まあ、今後ですね、こうした、今、説明をされましたような、町民の皆さんに対してどのような方法で理解を求めるように持っていきたい、持っていくつもりであるか、というのを少し教え、お伝え願えますでしょうか。

●日高商工観光課長(日高始) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 日高商工観光課長。

●日高商工観光課長(日高始) ええ、A級グルメのことについてのご質問でございます。が、ええ、ま、議員ご指摘のとおり、A級グルメ構想は平成23年3月に策定をいたしました農林商工とうろん、等連携ビジョンの基本理念でございまして、ええ、具体的な施策展開は24でん、24年度に策定しましたアクションプランに基づいて実証しているところでございます。ええ、まあ、本町が掲げるA級グルメの考え方ということで言いますと、現在まあ、全国の自治体に取り組んでいる、いわゆるB級グルメに対する言葉として使われている、まあ、高級食材を意味するA級グルメとはまあ、異なっておりまして、ええ、本町で生産される農林産物及び加工品、料理において町民の皆さまが誇りを持って提供する全ての素材、商品、サービスのことを意味しております。ええ、まあ、あのう、またA級グルメのまあ、理念についても少し説明をさせていただきますと、まず、B級グルメというしょう、ことと言いますとええ、この食材というのはB級グルメの食材ですけども、例えばええ、麺類などがまあ、主原料になっているということがケースとしては多くございます。ええ、まあ、あのう、麺類の主要なものであります小麦というのは国外輸入が大半でございまして、あのう、商工観光の事業者はまあ、活性化をしたいと思います、まあ、農林事業者がB級グルメの展開では関わりが薄くなるのが、まあ、全国的にも指摘をされているところでございます。まあ、本町は農林産業が基幹産業でありますので、ええ、本町、おう、小麦に対抗する原料として本町で生産される米を中心とした農林産物を基軸にA級グルメというふうに称しておりまして、まあ、農林業者が大きく関わることで、農商工の連携及び6次産業化の促進化が、促進が進むというふうに考えております。ええ、またこのA級グルメの町という表現は、あのう、本町の観光協会が商標登録を今年度取得をしております、まあ、全国でも本町しか使用することができないまあ、キャッチフレーズということになっております。ええ、まあ、このA級グルメの構想を町内で浸透させるためにはということでございますが、まあ、今年の5月には、邑南町観光協会が発刊する機関誌の方で、特集を組ましていただいて、町内全戸に配布をいたしました。ええ、その他今年度は旧日和保育所を改修して開校予定の食の学校の運営方針の協議を目的としてですね、ええ、設立いたしました邑南町食の学校連絡協議会でも理念の説明をさせてい

ただいたり、あるいは農林産物、食品加工、飲食の3部門でA級グルメの基準づくりを行う、A級グルメ認定基準策定委員会でも説明の方をさせていただいております。その他町内で、開催される食のイベント、及び料理教室等で随時取り組みの説明はさせていただいております。また特にあのう、町内の小学生、中学生、高校生にA級グルメを身近に感じてもらいたいということから、今年度は町内の三つの中学校に職員がでむ、ええ、出かけて地域学習の一環ということなどからも授業の中でA級グルメについての説明をさせていただいております。また矢上高校との関係で申しあげますと、9月のスイーツ甲子園への出場、あるいは邑南町産の食材を使って、かりんとうの商品化に取り組んだ、これは邑南町のお土産スイーツプロジェクトがグッドデザイン賞を受賞したこと、また11月1日に行われた矢上高校生が語る未来ほらむ、未来フォーラムでもA級グルメ関連の提案など、まあ、積極的に連携を図っております。ま、こういった次の時代を担う若年層へのA級グルメ事業のPRということには積極的に特に取り組んでおります。まあ、そういった取り組みを続けている一方で、まあ、議員ご指摘の町民への説明不足ということにつきましては、ええ、まあ、真摯に受け止めさせていただいて、まあ、今後はですね、まあ、たとえばええ、おおなんケーブルテレビをもう少し活用した情報発信をすとか、ええ、まあ、シンポジウムやフォーラムといった発表の場の設定などを通じて、さらに皆さんへの理解が進むように、一層の努力を続けていきたいというふうに考えております。

●平野議員(平野一成) 議長。

●議長(山中康樹) 平野議員。

●平野議員(平野一成) はい、ええと、まあ、いろいろと取り組みをされて努力しておられることは充分分かっておりますけれども、やはり町民の皆さんにしっかりと理解をさせていただいて、受け止めていただいて、協力をいただくというこれが一番大事ではないかと思っておりますので、まあ、あのう、ケーブルテレビ等もありますし、あと社会教育という場面でも利用出来るのではないかと思いますので、まあ、一番あのう、怖いのはやっぱり町民の皆さんが何をしよるんなんという、離れていってし、もらうと、たいへん困りますので、まあ、そういう意味ではですね、先ほどから申しあげておりますように、ええ、来年合併10周年を迎えるということでございますので、もう一度、ええ、そのへん、しっかりと考えていただいでですね、ええ、町長にはまたリーダーシップをとっていただきたいというふうに思います。ええ、まちづくりは情報の発信、共有からそれに共感をして、協働していくことでなされるという言葉聞いたことがございます。そういう意味では町長自身、これまでのまちづくりに対するこうした町民の皆さんとの意識の共有という部分についてはどのようにお考えでございましょうか、お聞きしたいと思います。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) ええ、情報の共有、ええ、たいへん難しい問題だと思います。しかしこれはやっていかなきゃならない。ええ、その中でやっぱり広報、公聴ということがいつも大きな問題になる。ただそれはどっちかというと一方的に与える感じになりますんで、本来なら、まちづくり基本条例に中でうたってるように、我々一生懸命情報公開をして、ええ、逆に町民の方々はその情報を一生懸命取るようにするというような条文もあるわけ

でありまして、そこをお互いにやっぱり理解し合いながら情報共有を高めていくということの手段をどうやっていくかということだと思います。で、やっぱりあのう、今もいろいろ話があったわけでありましたが、私は一方的な広報、公聴よりも学習、お互いに勉強していくということが一番理解が高まるのではないかなと、それが一番の私は主眼としておりますので、今後とも公民館活動あるいは教育委員会等々連携をとって、ええ、そういう学習の場をもっともっと増やしていきたいなと、まあ、こういう思いであります。よろしくお願いします。

●**平野議員(平野一成)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 平野議員。

●**平野議員(平野一成)** はい、ええ、町長の思いも聞かしていただきましたが、まあ、あのう、今おっしゃいましたように、ま、町民の皆さんもですね、やはりええ、何もかも行政依存ということではなくてですね、あのう、最初に申しあげましたように、自分たちでできることは自分たちでまずやってみようという気持ちを持つ事が非常に大事だと思いますので、我々もこれからですね、地域の方でもそういうふうと一緒に頑張っていけるようにしたいと思いますので、今後ともまたよろしく願いをしたいと思います。で、これからはちょっと町民の皆さまからいただいたご意見を中心に質問をさせていただきますが、ええ、時間があまり、なくなりましたので、ちょっと早めにやらさせていただきます。ええと、まあ、邑南町では皆さんご存じのように少子高齢化あるいは、まあ、ええ、そして社会的流出等による人口減少傾向というものを食い止めようと積極的に定住対策をしておられます。特に近年では、地域医療の人材確保ということで、ええ、町長は盛んに福祉系医療看護関係等の高等学校、ああ、高等の学校等への進学に対する、ええ、奨学金制度でありますとか、ああ、そのへんの優遇措置等も積極的に発信をしておられます。まあ、そのへんも非常に大事な部分というのはみんな理解しておりますけれども、その福祉系医療系だけでなくともですね、邑南町出身で、ええ、学校、地元の高校卒業後に就職をしたり、そして他の大学でも、他の学部を卒業しても、Uターンをして地元で頑張ってくれている人達、都市部の企業に就職してその後にUターンをして、ええ、地元で頑張っている人達、こうした今の町の活性化に一役買っていたらこういう若い人達も最近徐々に増えつつあります。こういう若い人達への支援というものも、あのう、もちろんいろいろやられておられるのは存じておりますけれども、そういうUターンに特化したような支援、例えば、ええ、ふるさと定住でありますとか、ふるさと就労でありますとか、そういうものを総合的に重点的にやっていただくような、そういう施策を考えていただいて、それに、ええ、子育て日本一構想の施策も絡めてやっていただくようなお考えはございませんでしょうか。

●**原定住促進課長(原修)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 原定住促進課長。

●**原定住促進課長(原修)** まず、この機会をお借りしますが、奨学金制度には医療、福祉系のみでなく、二つ目に、あのう、農林業後継者を育成するための奨学金であるとか、三つ目に経済的な理由で就学が困難な方に対応する奨学金制度もありまして、この三つ目の奨学金対応事業は卒業後に邑南町に帰って来るだけで申請により償還が免除になるというも

ので、こういう若者Uターン者の支援策もあることを改めて申し添えさせていただきます。邑南町では平成23年度から日本一の子育て村構想を掲げて、子育て世代に定住してもらうため、経済負担の軽減策を始め、医療、保険、福祉、教育部門などの整備に総合的に取り組んでおります。その他現在行っている若者への定住支援策は先ほどの奨学金制度の他、住宅環境を整えるための新築増改築の建築事業費補助金制度があり、その中には三世代同居をする場合に補助金が受けられるというものもあります。若い力で活性化を図るような施策の検討をということでございますが、町民の意見を吸い上げる仕組みとして、日本一の子育て村こう、子育て村推進本部に、ええ、三つの部会を設置しており、ええ、比較的若い27名の委員で構成されており、皆さんから貴重な意見をいただいております。今後こうした部会の中で議員のおっしゃるふるさと定住であるとか、就労支援などについても検討していきたいと思っております。また若者支援は行政だけでなく、先ほど来、まちづくり条例でも出ておりますが、その地域で考えていただくことにも期待しております。実際に瑞穂地域出羽自治会のように、町の地域コミュニティ再生事業を活用して若者の交流を促進されている地域もあります。町としてもこの地域のことは地域で考えるという姿勢に引き続き支援、協力してまいりたいと思っております。

●平野議員(平野一成) 議長。

●議長(山中康樹) 平野議員。

●平野議員(平野一成) はい、ええ、様々な施策がなされているというご説明でございましたけれども、ええ、特にですね、あのう、定住の対策の効果がどうか分かりませんが、徐々に若い人達が帰ってきていただいて、非常に元気に頑張っているというふうにおられます。ええ、やはりそういう人達をしっかりとサポートしていただくということを考えていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。そしてあのう、皆さんご存じのように、この頃のまあ、中学生、高校生あたりはですね、非常にふるさと学習というものを盛んにやっておられます。で、今の若者達はですね、我々の時代とは比較にならないようなこういうふるさと教育を受けておられて、また地域の人達とのつながりもできつつあり、また地元意識が強いこうした、あのう、田舎におきましては定住に関する弊害も比較的少ないというふうに思いますので、今後もですね、先ほどおっしゃいました三世代同居を今一度考え直してですね、あのう、そうすることによって、子ども達の、ええ、教育環境、あとはお母さん達の就業環境、このへんについても改善をみていくことができるんじゃないかというふうに思いますので、ご考慮いただきたいと思っております。そしてもう一つはですね、あのう、Iターンの方の関係になると思うんですけども、まあ、これからいろいろまた婚活イベントとかいろいろなされるというふうに思います。で、一つ、あのう、お願いしておきたいのは、もうすでに邑南町にはたくさんの結婚等で町外からおいでいただいた若い方がいらっしゃいます。そういう人達のアイデアを頂戴したり、そういう機会を是非行政の方でセットアップしたりしていただきたいというふうに希望いたします。ええ、かつて瑞穂町時代にはですね、中国5県以外からおいでいただいた、ええ、お嫁さんの会というのがございました。ええ、町長との懇談や町内の施設、観光地巡り等盛んに実施されて、いろいろと提言をいただいたりしたということもございました。やはりそういう人達の意見をいただくということは、非常に今後の行政運営において必要な貴

重なことではないかと思しますので、是非そういう機会を作っていただきたいというふうに思います。それから、ええ、町内にはまだまだたくさん、あのう、発掘されないと言いますか、埋もれた人材がたくさんおりますので、あのう、そういう人達の活用というのも積極的に行政側からアプローチしていただければ、またあのう、そういう人達の元気も出てきて、あのう、協働ということにもつながっていくというふうに思います。是非ですね、ええ、そういう町の方から地域の皆さんの関心を高める、ひいては自主自立への気運を高めていくことにつながると思いますので、この辺について、取り組みができるかどうかお聞かせ願いたいと思います。

●**原定住促進課長(原修)** 番外、

●**議長(山中康樹)** 原定住促進課長。

●**原定住促進課長(原修)** ええ、町外出身者の皆さんの意見を聞くということに関しては、定住コーディネーターによる移住者のフォローというのをやっておりまして、これは家族単位で、ええ、山菜採りや食事会など年3回程度実施したり、U I ターン者の会という移住者をフォローする会をつくり、ピザを作ったり、たけのこを掘ったり、バーベキューなど、まあ、年2回程度開催して、グルーピング同士の交流を深めたり、意見交換をしています。今後はUターン者の方もこのふるさと、邑南町に帰って来たと情報提供をいただき、こうした集いにも参加いただければ地元で生まれ育ったけれど知り得なかった町の支援策等についても情報提供できると思います。そうすることによって、ええ、移住者だけの集まりだけでなく、地元と密着した活動なり意見交換ができるのではないかとともに思います。また議員がおっしゃる町内の人材発掘に目を向けてということでございますが、今年度から町内の小中学校や矢上高校で提言授業が実施されていますが、正にこの授業は将来の邑南町を支える人材育成という意味でたいへん重要なものと位置づけております。併せて町内の働く場としてどんなものがあるのか、この時期に知ってもらうためインターンシップフェアというのも開催しました。このフェアでは町内企業や、町内医療機関、介護施設にもご協力いただき、それぞれの職場の仕事内容を聞いたり、職場体験をする機会をいただきました。これらの取り組みは生徒と交流した地域の方や町内企業からあったかい評価をいただいております、全体の気運も高まっていると実感しております。こうした取り組みにより、将来一人でも、多くの方が邑南町に定住して欲しいと期待しているところです。議員おっしゃるとおり、こうした人材発掘と育成に努め、やがてそれが真の定住に結びつくことを信じてこれからも取り組んでまいります。

●**平野議員(平野一成)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 平野議員。

●**平野議員(平野一成)** はい、ええ、こうした活動というものをですね、ええ、将来のやっぱり邑南町にとっては貴重な、まあ、言葉は悪いかもしれませんが、資源となるというふうに思いますので、町にとってのじゅう、ええ、貴重な財産を生かして、ええ、これをまた活用していくということを、我々現在の大人の責任として、しっかりと進めていかなければいけないと思います。ええ、最後のもう1点ですけれども、鳥獣被害のことについてお伺いいたします。ええ、時間がなかなか少なくなってきましたので、ええ、少し、はしよ、はしよってやらしていただきたいと思いますので、ええ、本年10月にですね、県に

対して重点要望の中の一つとして、鳥獣被害の生息密度の適正管理についてということがございました。これは内容を拝見いたしましたら、ああ、主にツキノワグマの生態状況の把握と現行の制限措置の見直しということでございました。まあ、ツキノワグマもかなり生息数等、増えているのではないかとということでございますが、ええ、サルあるいはキツネ、イノシシ等々ですね、多数の動物のひ、による被害が、ええ、拡大をいたしております。ええ、クマ以外の生息域、あるいは個体数の調査などというものはされておられるのかどうか、そのへんをお知らせ願いたいと思います。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外

●議長(山中康樹) 農林、ああ、農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) ええ、町内で生息しております、ええ、野生の鳥獣等について、その生息密度等についてはどういう調査をしているかというご質問でございましたけれども、ええ、ま、クマにつきましては、先ほどおっしゃいましたように、ええ、県の方で生息調査をしていただいておりますが、その他にもシカ、ニホンジカなどについても、県が調査をしたいと、いただいております。ええ、その他イノシシですとか、ええ、等につきましては邑南町の方で独自の調査をするわけですが、これはあのう、鳥獣保護委員がいらっしゃいますので、こういった方々の協力をいただいて、ええ、その動向については把握をするように努めております。

●平野議員(平野一成) 議長。

●議長(山中康樹) 平野議員。

●平野議員(平野一成) はい、ええと、調査等されているのでやはり被害等もかなり増えておりますので、範囲も広がっておるので、まあ、増えているんじゃないかというふうに思いますけれども、あのう、私も議員にならしていただきまして、地域の方から特にサルの被害についていろいろご相談を受けました。担当課とも相談をさせていただいて、ええ、いろいろとお聞きをいたしましたけれども、ええ、地域の皆さんは、あのう、やはり高齢化等ということもありまして、なかなか地域での対応というのも非常に難しい面が出てきていると言われていると。被害を受けておられる皆さんはたいへんに、ええ、苦勞されておられまして、まあ、今後の農業振興にも影響が出ましようし、日々の生活にも悪影響が出るということになります。ええ、猟友会、あるいは野猿組合の皆さん、そして鳥獣対策自治体と様々な活動をされておられますけれども、いろいろな細かい法的規制等ございまして、苦勞しておられるという話を伺っております。まあ、こうした現状に対して、広域的な組織を横断した取り組み等の今後様々な要望が出ておりますけれども、行政としても抜本的な対策をお願いしたいところでございますが、まずはどのように認識しておられ、どのような抜本的というか、新しい対策ができるかどうかお聞かせ願いたいと思います。

●植田農林振興課長(植田弘和) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 植田農林振興課長。答弁者は時間がございませんので要点を絞って答弁をお願いします。

●植田農林振興課長(植田弘和) ええ、鳥獣の被害の現状、問題点、それから今後の対策についてといったご質問でございましたけれども、ええ、野生鳥獣による農作物への被害は、

ええ、経済的なものはもちろんですけども、ええ、収穫を目前にした時期に発生することが多く、農家の皆さんの精神的なダメージも想像にあまりあるものがございます。ええ、町としてなんとか効果的な対策を打ちたいという思いで、平成20年度から国の鳥獣被害防止総合対策に取り組んでまいりました。ええ、6年間でワイヤーメッシュなどの資材費として5千万円、ええ、研修費や箱罠などの購入費として1千万円をあててまいりました。昨年度の農作物被害額はイノシシによるものが、1千170万円、サルによるものが140万円、シカによるものが33万円で合計1千346万円となっておりますが、ええ、被害の傾向としてはわずかずつではありますが、減少傾向というふうに見ております。ま、しかしながら、ここに上がっている被害につきましては農業共済が掛けられていないような小規模なものととか、家庭菜園のようなものは算入されておられません。実際の被害はさらに膨らむものというふうに見ております。そして何よりクマのような獣類が住宅の周囲に出没するという恐怖感が払拭されていないということが大きな問題であろうというふうに考えております。ええ、続きましてその今後の対策についてでございますが、鳥獣による被害の防止については、今後も事業としては国の鳥獣被害防止総合対策を活用しながら進めていくことになろうと考えております。その際に重要なことは個々の農家の皆さんが、単独で行う取り組みではなく、ええ、地域ぐるみで被害を防止していただく取り組みというものを中心に進めること、そして、ええ、農家の皆さんだけでなく、ええ、地域の住民の皆さんや、ああ、町ですとか、県などの行政機関、研究機関、国の森林管理署や林業関係事業者などの皆さんと協働して役割分担をした被害防止対策の取り組みを展開していくことが重要だというふうに考えております。

●平野議員(平野一成) 議長。

●議長(山中康樹) 平野議員。

●平野議員(平野一成) ええ、ありがとうございます。時間がございませんので、ええ、まあ、このあと瀧田議員が鳥獣被害のことについて質問を構えておられますので、あとを託したいと思えますけれども一つだけ、ええと、サルの被害に対しましてですね、ええ、インターネットなんですけども、このサルどこネットというものがございまして、これは三重県で2004年に運用を始めたものなんですけれども、ええ、昨年度から全国展開できるバージョンというものができまして推進をしておられます。あのう、まあ、ご存じだと思いますけれども、もし、あれでしたらご参考にこういう住民の皆さんとのこちらも協働ということで参考にさせていただきたいと思えます。ええ、私は質問を以上で終わります。ありがとうございます。

●議長(山中康樹) 以上で平野議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は10時45分とさせていただきます。

—— 午前10時35分 休憩 ——

—— 午前10時45分 再開 ——

●議長(山中康樹) 再開をいたします。続きまして通告順位第2号漆谷議員登壇をお願いいたします。

●漆谷議員(漆谷光夫) 議長。

●議長(山中康樹) 7番、漆谷議員。

●**漆谷議員(漆谷光夫)** みなさん、おはようございます。7番の漆谷光夫でございます。ええ、質問に先立ちまして、この席からではございますが、改めまして8月24日の豪雨災害で被災された皆さま方に心からお見舞い申し上げます。また災害にあたりまして、消防団を始めいろいろの方々にご苦労いただきました。これに対しても心から敬意を表し、お礼を申し上げたいと思います。なお、今、町長始め災害復旧に向けて職員の皆さん一生懸命頑張っておられます。また県外、県内を問わず、市町村の職員の皆さんに災害の復旧に向けていろいろ取り組んでいただいとります。これに対しましても心からお礼を申し上げたいと思います。それでは12月定例会にあたり、ええ、私は三つの質問を用意させていただきました。私もできるだけ、簡潔に質問をさせていただきますので、できるだけ簡潔な答弁をいただきたいとこのように思います。ええ、一つ目は健康長寿のまちづくりの推進について、二つ目は携帯電話の不感地域の解消、いわゆる携帯がつかない部分についての解消でございます。3番目は学校、具体的には矢上本町商店街の通学路についての安全確保対策について質問させていただきます。ええ、町長は3月の施政方針の中で、一つ目に子育て日本一の村づくり、これにより若者定住、二つ目にA級グルメの町として所得の向上、三つ目に健康づくり、体力づくりの推進、この推進により生涯現役をということを掲げられております。四つ目にはいわゆる安全安心のまちづくりを、この4点を掲げて町政に取り組んどられます。私は今日は3番目の健康づくり、体力づくりに焦点を合わせて質問をさせていただきたいと思います。ええ、島根県も平成11年に健康長寿島根推進計画を立てられ、今年3月には2次、第2次の健康長寿島根推進を進めていくことが決められ、現在に至っております。ええ、そういう中であって、健康づくり、体づくりというのはいわゆるこの健康づくり、体力づくりを通じて、げん、現役で頑張ってくださいことが町長の狙いではなかろうかというふうに思います。そういう意味からして、この町長が言われる健康づくり、体力づくりの推進ということは、置き換えればイコール健康長寿のまちづくりということになろうかと思います。そのへんの思いをこれからどういうふうに取り組んでいかれるのか、これについて改めて質問したいと思います。

●**日高保健課長(日高誠)** 番外

●**議長(山中康樹)** 日高保健課長。

●**日高保健課長(日高誠)** あのう、邑南町ではですね、ええ、全ての町民が生涯にわたって健康で、長生き、ええ、健康で生きがいを持って生活できる、健康長寿おおなんを実現するために、県と同じように第2次健康増進計画、これは平成25年から34年までの計画でございますが、策定しております。それでこの計画はですね、ええ、島根県の先ほど議員さんから紹介のありました、ええ、第2次の健康長寿島根推進計画、島根県の健康増進計画でもございますが、それと基本目標であります、健康長寿を伸ばすという健康目標が町も同じでございます。ええ、それに沿って展開しております。具体的に言いますと、町の健康課題や取り組む目標を整理しまして、行政だけではなく関係機関と連携しながら、健康づくりを推進するものでございまして、基本的な考え方といたしましては一人ひとりが健康で、活気のある町、生涯現役、健康長寿のまちづくりを目指す。町民、関係機関、団体、行政が一体となった町民運動を推進することとしておりまして、これによりまして、年度計画を立てながら、反省をしながら、ええ、この10年をやっていくように考えてお

ります。

●漆谷議員(漆谷光夫) 議長。

●議長(山中康樹) 漆谷議員。

●漆谷議員(漆谷光夫) まあ、本町の保健課におかれましても、成人保健対策、老人保健対策、母子保健対策、精神保健対策、感染症対策、などなどきめかな、きめ細かな健康対策をやっていただいております。ええ、まあ、この健康はやはり町民の大きな願いでもあるかと思います。さて、ええ、その中で健康づくり、体力づくりの拠点として健康せんとは、健康センター元気館がございます。このセンターにはトレーニング室、プール、エアロビクス、大きく分けて、これ、この3点かだと思います。これまでのこの元気館の実績、あるいは、この、これからの課題について聞きたいと思います。

●日高保健課長(日高誠) 番外

●議長(山中康樹) 日高保健課長。

●日高保健課長(日高誠) ええ、元気館の実績とこれからの課題ということでございますが、まずあのう、元気館の方はですね、合併後の平成17年の8月にオープンいたしまして、現在8年が経過しております。ええ、開館以来、年間利用者は1万6千人から1万7千人の方に利用されております。ええ、町民の健康づくり、介護予防だけでなく、コミュニティの場としても役立っておると考えております。日中はですね、高齢者の介護予防、壮年層の、ええ、生活習慣病予防を目的に利用されている方が多くて、夕方から夜にかけては、ええ、若い方ですね、青壮年層が生活習慣病予防やスポーツのための体力づくりや筋力づくりに、の目的として利用される方が多くなっております。ええ、高齢化に伴いまして膝でありますとか、腰でありますとかいう病気がございます。それとか脊柱管の狭窄症とかですね、いろんなことが増加しておりますが、水中運動教室は、あの浮力がありまして、体に、あのう、負担をかけないということでリハビリ効果もありまして、ずっと悩んでいた腰痛が改善したとか、あのう、手術した後に歩くのをあきらめた方が杖がなしで歩けるようになったとかというような声を聞いております。それからあのう、またあのう、運動不足とか食生活の変化で、あのう、生活習慣病、高血圧でありますとか、脂質異常症、糖尿病、肥満等がございますが、これにつきましても元気館に来ていただく、来ていただいたおかげでですね、体重が減ったとか、腹囲が減少した、それに伴ってコレステロールや、血圧も減少して薬を飲まずにも、飲まなくても健康な状態に戻ったというような声も聞かしていただいております。このように元気館は医療費の抑制でありますとか、介護、保険費用の削減に効果を上げているものと考えております。次にあのう、今後の課題でございますが、ええ、利用者がオープン以来、若干あのう、減少したことはありますが、ほぼ横ばいで推移しております。先ほど言いました1万7千人前後でございますが、ええ、邑南町の人口減少を考えますと、やむを得ないかも分かりませんが、少しでも利用が増えるように事業展開をする必要があると考えております。ええ、個々にみますと、トレーニング室は各年代がバランスよく利用していただいておりますが、プールの利用者は60代以上の女性の方が主でございます。20代から50代の、までぐらいの若い方の利用を伸ばしたいというふうに、伸ばす必要があると考えております。ええ、またあのう、元気館の体験教室でありますとか、石見方面への送迎便など元気館が遠くて通うことができ

ない、車に乗れないという方のために、が、あのう、元気館に来ていただくためにですね、事業を行っておるわけですが、ええ、もっともっとこれを利用させていただいて、あのう、利用者が増えるように事業の内容を検討したり、周知をしていく必要があるというふうに考えております。

●漆谷議員(漆谷光夫) 議長。

●議長(山中康樹) 漆谷議員。

●漆谷議員(漆谷光夫) 利用状況については触れていただきました。ええ、利用状況でございますが、先般、町全体としての利用状況については、ええ、数値を把握しとるわけですが、ええ、地域別利用者数の、が、分かりましたら、ええ、お願いしたいということと、ええ、利用者の方にアンケート等で、ええ、これからの元気館の、ついてですね、ええ、要望とかそういうとられた経緯があるのか、ないのか。あつたらどういう要望があつたのか、ということをお答えいただきたいと思います。

●日高保健課長(日高誠) 番外

●議長(山中康樹) 日高保健課長。

●日高保健課長(日高誠) あのう、利用者の地域別の利用状況ということなんですが、あのう、これまではあのう、地域別の集計をしとりませんでした。が、まあ、この度、あのう、24年度のおおなん元気ネットの会員台帳のデータを元に集計をさしていただきました。ええ、それでですね、あのう、まあ、エアロビクス室はどちらかというと外部の講師先生が使用されて、個々の使用が分かりにくいので、トレーニング室とプールについて今日はお答えさしていただきたいと思います。あのう、トレーニング室は年間利用6千292人の内、羽須美地域が535人、8.5%。瑞穂が3,781人、60.1%。石見が1,642人、26.1%。ま、その他というところで334人、これは県内、町外の県内です。か、広島県であります。が、5.3%となっております。プールの方で言いますと年間利用6千915人の内、羽須美が410人の5.9%。ええ、瑞穂が3,500人の50.6%。石見が2,447人の35.4%。その他が558人の8.0%となっております。まあ、このように、羽須美地域とか石見地域の利用者が少ないのが現状でございます。ただしあのう、公民館単位でちょっと見てみますとですね、あのう、トレーニング室の場合、一番多いのが出羽地区の1,461人。2番目が矢上の1,054人、ええ、3番目が田所の954人。またプールではですね、一番多いのが矢上で1,241人、出羽が1,222人、田所が1,202人というふうになっておりまして、まあ、あのう、地域というよりも、あのう、元気館から遠くなればなるほど、あのう、利用が少ないんじゃないかというふうにも考えております。まあ、そのためにも先ほど言いましたようにいろいろあのう、送迎を目指したりとかやっとなるわけですが、なかなかあのう、24年の場合はそう、火曜日に、毎週火曜日に出すんですが、149名の方が送迎便に利用され、していただいております。それから体験教室については4団体の30人が24年度の場合は利用していただいとります。ええ、次にあのう、利用者のニーズということですが、あのう、アンケート等は元気ネットの方で多少ととりますが、利用者の声ということでは、あのう、ご意見箱をトレーニング室とプールのところへ置いとりまして、まあ、そのご意見の中をまとめたのが今日発表させていただきますが、まずですね、子どもを、子どももですね、マシン

を使ったトレーニングをしたいということで、一応今中学生以上が使用ということにしてありますので、子どもが使いたいということ。それから、水中運動教室前後に女子の更衣室が非常に混み合うためにプールのシャワーを増設して欲しい。ま、女性の利用が多いからだとは思われます。それからあのう、ダンベルとかバーベルといったような、あのう、ウエイト、じゅ、あのう、持ち上げる関係ですが、そういう器具を増やして欲しい。町外の人の利用料が高すぎるので安くして欲しいというふうな声をいただいております。それから利用者、職員がですね、利用者の皆さんとお話をする中の意見といたしましては、元気館が遠くて、なかなか続けて来ることができない。もっと利用料が安ければいい。もっといろんなことをしっかり宣伝をほしいというようなご意見をいただいております。

●漆谷議員(漆谷光夫) はい、議長。

●議長(山中康樹) 漆谷議員。

●漆谷議員(漆谷光夫) ええ、まあ、あのう、資料にもありますように、ええ、やはりトレーニング室については2, 30代、60代の方が多く使用されとります。またプールについては圧倒的に60代、70代の女性がいい。まあ、総合してですね、やはり瑞穂地域に比べ石見地域、羽須美地域の利用者は少ないというのが先ほどの使用される地区別のデータからも分かったと思います。ええ、まあ、従いまして、ええ、こういう施設をですね、どんどん多くの方に幅広い年代の方に使用いただいて、ええ、町民の皆さんの健康維持、体力向上につなげていただいて、まあ、いわゆる健康長寿のまちづくりにつながれと思います。まあ、いきなりは無理かと思いますが、いろいろこれからはこういうデータを元にですね、各地区にもこれに類したような設備があれば、町民の皆さんもりやすい、利用しやすいのではなかろうかというふうに考えとります。まあ、これについては要望でございますので、ええ、回答はいりません。ええ、次に質問2に入らせていただきます。ええ、携帯電話の不感地域、いわゆる携帯電話が使用できない地域でございます。まあ、ただ単に携帯電話はその地区に住むだけのものではありません。誰がいつどういうところで使うか分かりません。特に今回の災害には貴重な情報手段として携帯電話は本当に必要だということをいろいろな方から、方からご意見を受けたまわとります。ええ、それに基づきまして、ええ、携帯電話の不感地帯の、ついて、どのエリアが今不感地帯としてあがってくるのかお答えいただきたいと思います。

●小林情報推進課長(小林雅博) 番外、

●議長(山中康樹) 小林情報推進課長。

●小林情報推進課長(小林雅博) ええ、携帯各社の通信エリアの状況でございますが、インターネット上に公開はされておりますが、このように各社ございますが、ええ、実際の通信エリアとかなり違ったところもございますし、非常に分かりにくいということで、ええ、情報推進課ではこの大手3社の携帯、端末を持って、通信エリアの不感地域を定期的に調査をしております。ええ、その調査状況ですけれども、今年度、ああ、今年に入りまして4回調査をしております。1月、25年の1月末に調査をいたしたところで、3社とも受信できない完全な不感地域、圏外になる地域ですけれども、町内で11, 11地区97世帯ございました。徐々に解消しております。ええ、3月末では11地区が9地区に、そして、

9月末では7地区に、そして最後11月末に調査をした時点では3地区、18世帯が入らない世帯となっております。その内訳はですね、瑞穂地域ばかりなんですが、大林地区で9世帯、円の板地区で5世帯、ええ、馬野原の緩木というところで4世帯が完全な不感地域となっております。で、この他に、あ、この他にでございます。今の3地区の中で大林地区には既に基地局、ソフトバンクの基地局が1箇所できておりますので、これは今年度中には電波を出すと思われまので、実質は円の板と緩木地区2箇所が残るんじゃないかなというふうに思います。それからこの他に場所によれば入るが、電波が微弱なために家の中では入りにくいという地域、地域が5地域ございましてですね、これが旅迫上、神谷、そして後木屋、金淵、そして石見地域は中山地域がございます。これについても、これからも改善要望をしていきたいというふうに思っております。

●漆谷議員(漆谷光夫) はい、議長。

●議長(山中康樹) 漆谷議員。

●漆谷議員(漆谷光夫) あのう、3社の重ね合わせた分はまあ、この前も資料をいただいたわけですが、まあ、あのう、3社どの携帯を持っとられても、どこでも使えるような状況をつくっていくのが、ええ、町民の方は望まれると思いますので、各3社にですね、今後もし是非とも粘り強く、ええ、不感地域の解消に向けて取り組んでいただくように要望していただけたらと思いますので、このへんはまあ、よろしく願いしたいと思います。ええまあ、関連してでございますが、災害時の緊急エリアメール、これは今ドコモが、だけのようにきいとりますが、他の社はどういう状況になっていくのか、ええ、それと総務省の進める共有情報のコモンズ、これが島根県にも今年度以、ああ、来年度以降から導入されとるきい、きいとりますが、こう携帯を含めてですね、この災害時の情報源としてどのように活用されるのか、ええ、お願いしたいと思います。

●細貝危機管理課長(細貝芳弘) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 細貝危機管理課長。

●細貝危機管理課長(細貝芳弘) ええ、ご案内のとおりですね、ドコモにつきましては平成23年に、あのう、エリアメールに申請しまして、加入していまして現在、まあ、使えるような状態でございます。で、あのう、もう一つあのう、先ほど公共情報コモンズのお話がありましたが、これに関してあのう、それぞれの携帯会社とのやりとりがありますので、ちょっと説明させていただきますが、まあ、災害時発生の際に、まあ、流通、情報流通の確保の一つに、ええ、総務省がこれを進めております。で、このコモンズというのはですね、まあ、簡単に言いますと、まあ、一つのフィルターがありまして、そこに情報を流し込むとそれを通していろんなところにこの情報が流れていくというような仕組みでございます。で、まあ、基本、情報技術を活用して町が災害の関連情報を入手して、それを打ち込みますとテレビ局とかあるいは携帯各社にこれが飛んでいくというようなものでございます。で、これにつきましては、あのう、ええ、それぞれの受信者、発信者というのがありまして、情報の発信者としてはまあ、県も含めます自治体、我々の邑南町も入ってますが、そういうもの。あるいは、交通業者が入っております。で、これを受けていく側でございますが、これについては、あのう、テレビ局等始め放送局あるいは新聞社などが加入するようになっております。まあ、これまではあのう、それぞれの契約が成立した後に各社に

対して一つずつ情報を送っていたわけですが、このコモンズを使いますと一括で済むというような仕組みでございます。で、あのう、この公共コモンズにつきましては総務省もそうですが、島根県も推進していくという方向を打ち出しておりまして、ええ、準備が着々進んでおります。で、邑南町もこれに相まって進めていくことにしておりますが、島根県はとりわけですね、この公共コモンズとは別にですね、ええ、先般あのう、更新したわけですが、新総合防災情報システムというのを取り入れております。で、これを活用してですね、ええ、邑南町もそうなんですが、各自治体が情報を入れますと一括で各携帯の電話会社に情報が流れるということになっております。で、これにつきましては実はあのう、非常に準備が整ってきておりまして、あのう、来週からですね、ええ、au、あるいはまあ、ドコモはもちろんなんですが、ソフトバンク等について一括情報が流れるようにも進められております。で、あのう、公共コモンズにつきましてはまだちょっと準備が整いませんので、まあ、来春、まあ、雨季に入るまでには整備ができるというふうに伺っております。以上でございます。

●漆谷議員(漆谷光夫) 議長。

●議長(山中康樹) 漆谷議員。

●漆谷議員(漆谷光夫) ええ、まあ、あのう、情報通信は、ええ、災害時の非常に大切な部門でございますので、これからも町におかれましては基盤整備を進めていっていただきたいとこのように思います。ええ、次に3番目の質問でございますが、ええ、矢上本町商店街、ええ、およそ、その距離がまあ、2、300mかと思いますが、まあ、非常に通学路として朝夕通勤のラッシュともひっかかりまして、非常に危険な状態でもあります。また電動車あるいは歩行者にとっても危険だなあという声をきいとります。ええ、まず1点目ですが、昨年9月頃だったと思いますが、邑南町のしょうが、よん、小学校の、4箇所について、ええ、通学路の点検が教育委員会の方で各関係機関と一緒に点検されたそうですが、その時に、ええ、その今私が申しとります矢上商店街の通学路については、どういう意見があったのでしょうか。全然なかったのでしょうか。これについてお聞きします。

●土崎建設課長(土崎由文) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 土崎建設課長。

●土崎建設課長(土崎由文) 議員お尋ねの通学路調査でございますが、ええ、平成24年度に全国一斉に通学路の緊急合同点検を実施するよう国から指示がありました。ええ、その際、邑南町の全域、小中学校から危険箇所の報告を受けております。ええ、これらの通学路の危険箇所を県央県道整備事務所と邑南町、川本警察署、その他関係機関と合同で点検を行いました。その結果でございますが、邑南町の通学路の内、安全対策を必要とする数は66箇所ございました。で、石見中央線もその内の一つとなっております。ええ、危険の理由は歩道と車道の区別がないということでもございました。ちなみに66箇所の内訳は国県道にかかる部分が26箇所、石見中央線のように町が管理する町道関係が23箇所、その他公安委員会が管理する横断歩道等が17箇所ありました。

●漆谷議員(漆谷光夫) はい、議長。

●議長(山中康樹) 漆谷議員。

●漆谷議員(漆谷光夫) ええ、まあ、そういうことであのう、今後のこのう、通学路に対し

てですね、ええ、対策はどのような取り組みがなされるのか、また計画がされているのか、ないのか、まあ、私とすれば、是非ともこういう状態をですね、考慮いただきまして対策を早急に講じて欲しいというのが私の願いであります。これについてお聞きします。

●**土崎建設課長(土崎由文)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 土崎建設課長

●**土崎建設課長(土崎由文)** ええ、先ほど報告しましたあのう、危険箇所についてですが、それぞれ所管する部局が修繕を行っております。ええ、昨年度末で31箇所修繕をおこな、完了しております。ええ、その後ですが、町では小規模な修繕などできるところから修繕を始めておりまして、ええ、さらに今年度から通学路上の落石対策などの大規模な修繕を国の補助を受けて行っていく予定にしております。で、石見中央線の矢上本町商店街地区につきましても、小中高校生の多くの学生が利用する通学路となっておりますので、ええ、車輛通行量も多く、道幅も狭い、以前よりなんらかの安全対策を講じなければならないというふうに認識しております。ええ、商店街に新たな歩道を設けることは用地的にはたいへん難しいことでありますので、路肩部分をカラー舗装で着色し、視距により、歩道、ああ、歩車道分離を工法等を想定しております。ええ、この工法は島根県においても多くの地域で採用されており、住宅連担地では有効であると伺っております。ええ、今後ですね、あのう、先ほど報告しましたような落石対策工、社会資本整備交付金の国の補助を受けてやっておりますけども、そういった事業の流れを受けて、ええ、今後、修繕の検討に入りたいというふうに思っております。以上です。

●**漆谷議員(漆谷光夫)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 漆谷議員。

●**漆谷議員(漆谷光夫)** ええ、まあ、歩道のカラー化という話が出ましたので、是非その方向、まあ、一つの対策でございますので、是非とも早急に取り組んでいただきたいとこのように思います。まあ、またええ、それに合わせて、ええ、その路線を走るドライバーの皆さんにもいろいろ、まあ、ご注意願ったり、ええ、歩行者や通学の小学生に優しい運転も呼びかけてまいらねばならないというふうに思っております。ええ、以上で私の用意しました3点の質問は終わらせていただきます。ええ、今朝まあ、あのう、終わりの前に今朝、山陰中央新報で、ええ、学校図書廃止が県の方で来年度からも継続するというような方針が固まったような記事を受けました。これも町長始めですね、議会の皆様のご理解とご協力の賜であらうかと思えます。また、ええ、この図書司書の継続に対しまして、2千5、6百人の皆さんのご賛同の署名をいただきました。これについても深く深くお礼申し上げます。ええ、以上で12月の定例会にあたつての私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

●**議長(山中康樹)** 以上で漆谷議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午後1時15分とさせていただきます。

—— 午前11時20分 休憩 ——

—— 午後 1時15分 再開 ——

●**議長(山中康樹)** 再開をいたします。続きまして通告順位第3号大和議員登壇をお願いいたします。

●大和議員(大和磨美) 議長。

●議長(山中康樹) 1番、大和議員。

●大和議員(大和磨美) はい、皆さん、こんにちは。1番日本共産党大和磨美です。ええと今年初雪が例年より早く、急に冬が訪れた感じがしています。先ほどお昼休憩の際にも外でちらちらと白いものが降っておりました。そんな寒空の元、8.24災害の災害箇所の本査定が行われている姿を町内のあちこちで見かけます。復旧に向け全力を尽くされている関係各位に感謝いたします。そして今年度中には、本査定を終え、春先早々には順次本復旧の工事に取りかけられる見込みと伺っておりますが、季節は移ろいでもまだまだ災害の爪あとは深いとつくづく感じておる今日このごろです。ええと、私は今回、えと、この12月定例会の一般質問で大きく3項目にわたって質問の通告を出しております。ええと、早速最初の質問に入りたいと思います。まず始めにこくみんけんこうほけん、国民健康保険についていくつかお尋ねしたいと思います。日本共産党では2月に町政アンケートを行いました。国民健康保険について尋ねた項目では、国保が高くて払いたくても払えない。国保の負担が重く生活が苦しいといった声が多数寄せられております。国民健康保険は公的な医療保険の一つで、人々の医療を受ける権利を公的に保障することで、人々の医療保障を実現するものです。国民健康保険制度は憲法25条を基本として、いつでも、どこでも誰でも同水準の医療が受けられる国民皆保険制度といわれる体制の中では、セイフティネットの役割となっていることは明確です。加入人数からみても全国で約3千5百万人と最大の公的医療保険となっております。邑南町でも約1,900世帯が加入しており、全体の4割弱が国保加入世帯となっている状況です。そこで、現在の国民健康保険の町の運営状況をお尋ねします。国民健康保険の過去5年の収支状況や徴収率、滞納分、一人当たりの保険税調停額や医療費はどのような状況となっているのでしょうか。お願いします。

●服部町民課長(服部導士) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 服部町民課長。

●服部町民課長(服部導士) ええ、まず、収支の状況でございますが、歳出決算規模で申し上げますと平成20年度が一時的に減少しておりますけれども、21年度、22年度で大きく上昇し、23年度はほぼ横ばい、24年度は約2千7百万円減少しております。またそれを補完します財源ですけれども、基金の取り崩しのほか、21年度と22年度につきましては国保税を1人当たり調定額で15%と32%の引き上げをさせていただいておりますし、一般会計からも財政調整繰り出しをして21年度から支援を行っております。収支につきましては、各年度とも黒字決算となっておりますが、相当な金額を補てんしております。24年度におきましても8千4百万円が補てん財源となっておりますので、財政状況は厳しいものとなっております。ええ、参考までに現在の税率の状況でございますけれども、ええ、医療費分だけで申し上げますと、平等割、均等割と共に県内で一番低い状況となっております。ええ、所得割につきましては、ええ、資産割のある市町村を除きますと、13団体中、5番目に安くなっております。ええ、次に徴収率と滞納でございますが、徴収率は減少が、滞納額は増加が継続しております。この5年間で全体の徴収率は2.8%減少いたしまして、91.81%に、滞納額は1千2百万円増加の約2千2百万円となっております。一方、1人当たり医療費につきましては、一般被保険者で申しあ

げますと、23年度まで増加傾向が続き24年度で減少に転じており、この5年間では、2万6千673円増加し、37万9千497円となっております。ええ、また1人当たりの調停額についてでございますけれども、はい、ええと、今手元には24年度の数値がございまして、邑南町の方、ええ、1人当たりの調定額は、ええ、8万3千285円となっております、県内ではちょうど真ん中あたりの数字となっております。以上です。

●大和議員(大和磨美) 議長。

●議長(山中康樹) 大和議員。

●大和議員(大和磨美) はい、今お聞きした中でやはり現在の状況からすると、黒字決算が続いているとは言い、言え、本町では一般会計からの繰り入れや基金の取り崩しを行うことでなんとか安定した運営を保っている厳しい状況ということが伺えます。また今お聞きした徴収率や滞納分から見ると年々徴収率が下がり、滞納分が増えているのが現状です。2010年に厚生労働省の行った国民健康保険実態調査によれば国保加入者の約4割が無職の方々、約3割がパートや派遣社員などの非正規雇用者で構成されており、年間所得200万円以下の世帯が約8割を占めているという実態が明らかになっています。年間所得200万円と、200万円の夫婦と子ども二人世帯で国民健康保険を計算してみると、約40万円の負担となります。所得の2割もの額が国保税の支払いで占められているという厳しい状況です。そのような状況の中では払う気持ちがあつたとしても、生活費が優先となれば支払えずにやむを得ず、滞納と言うことにもなってしまうのではないのでしょうか。9月の決算審査の際に監査委員からも指摘しておられましたが、滞納分が年々増加している現状は問題であり、現在2千万円以上にまで増えて、膨らんだ滞納分、未収金について減らす努力、納めていただけるような策をとらなければならないと思います。町としては今後の滞納整理のあり方についてどのようにお考えなのでしょうか。お聞かせください。

●上田税務課長(上田洋文) 番外、

●議長(山中康樹) 上田税務課長。

●上田税務課長(上田洋文) ええ、議員お尋ねの今後の滞納に対する整理のあり方についてでございますが、ええ、他の税目とちょっと違ひまして、国民健康保険税につきましてはあのう、本来は地方税法で滞納者の財産を差押えなければならないというのが明記されております。地方税法728条に明文化されておまして、滞納があれば差押えをするというのが前提となっております。しかしながら国民健康保険税は国民皆保険の制度に基づいて加入するものでございますから、収入が少ない方も入つとられます。それでまあ、軽減制度で保険税が低減されておりますけれども、そういった方々の中にも、あのう、保険税という形で応分の負担を求めていますので、多くの方々から少ない収入のなかで、納税されておられるということは充分承知しておりますので、ええ、まずあのう、差押えありきではなく、国民健康保険税につきましては滞納の理由がございまして、まずそれをそういう滞納の理由についてお伺いをして、適切な理由であるかどうかを調査の上、ええ、対応しております。邑南町としては差押えに至るまでには督促、催告、電話催告、そして再三の臨戸訪問、またあのう、来ていただいて、現在の状況を聞くなどして本人と面談のうえ、それぞれの事情を考慮して納付誓約をしていただき、納付をしていただいております。

多くの方はこの段階で納付していただいておりますので、ええ、差押えというのは非常に数が少のうなっております。ええ、理由が無く納付誓約がされないとか、全く納税意識が見られない等々の場合に、財産調査、収入調査をして差押えをしておりますけども、現在そういう数は極めて少のうございます。ええ、事前のお話し合いで、これからの納付について充分対応していけるように、今努力しておりますけれども、現在の経済状況があまり良くないこと、それから制度上、あのう、非常に国保が低所得者が多い関係もございまして、なかなかあのう、滞納整理という、全体としては進まない、古い分を納めていただく、と現年分が滞納になるというような繰り返しで、現在どんどん増えるような状況になっておりますが、いずれかの時点で、あのう、徴収はまあ、していかなければならないのでそれは考えておりますけども、現在としてはそういう状況でございます。

●大和議員(大和磨美) 議長。

●議長(山中康樹) 大和議員。

●大和議員(大和磨美) ええと、まあ、現在の邑南町の滞納整理の状況としては差押えということをしてできるだけしない方向で話合いとか相談に応じるという対応を中心に、あのう、行っていただいているというのが、今のお答えで分かりました。しかし、まあ、国民健康保険税としており、まあ、税金ですから、当然加入者には支払う義務が生じる、生じます。で、あらゆる手立てをもってして、どうしても払えないそういう場合に、まあ、最終手段としての差押えということが生じてくると思います。この差押えに関しまして、10月24日の島根県議会決算特別委員会において、全国初島根県が預貯金差押え実態調査を実施した結果、平成23年度島根県において、国保料滞納者に対し、年金口座の差押えが81件あり、そのうち70件86%が偶数月の15日、つまり年金支給日に狙い撃ちにした格好で差押えが行われていたという事実が明らかになっております。年金を差し押さえること、すなわち生計費の差押えは国税徴収法で禁じられており、地方税法においても生活を著しく急迫させる場合には、差押えなどの滞納処分を執行してはならないとされており、このような差押えは明らかに違法で悪質です。まあ、今回の調査では年金支給日の違法な差押えが県内11市町村で行われていたということが明らかにされております。また差押えの内容でも悪質な例がいくつもあがっていました。奥出雲では未納の国保税を徴収するために、農業を生計とされている方からコンバインと農業用運搬車を差し押さえていました。また、雲南市では母子家庭に支給される児童扶養手当が口座に入った途端差し押さえた事例も判明しており、県内各地で無慈悲な差押えが行われていたといった状況です。まあ、先ほども邑南町ではできるだけ差押えを行ってはいないとお答えいただきましたが、あのう、具体的な昨年度の件数であるとか、その差押えの内容というのをお聞かせ願えませんでしょうか。

●上田税務課長(上田洋文) 番外、

●議長(山中康樹) 上田税務課長。

●上田税務課長(上田洋文) ええ、議員お尋ねの邑南町における滞納処分の件数、ええ、ちょっと滞納処分と差押えとイコールではありませんが、まあ、あのう、括りとして滞納処分という件数でご報告したいと思います。ええ、25年度はまだ進行中でございます。ので、あのう、資料はございません。昨年24年度につきまして、ええ、邑南町で差押えに対応

する件数が総数で141件ありました。その内、ええ、保険税に関わる部分が50件、差押え金額にして41万円あまりです。ええ、差押え配当額、配当額といいますと、実際にお金として入ったのが、16万円あまりということになります。その内、口座を差し押さえたものが38件ございます。ええ、差押え金額にして37万円あまりで、差押え配当額、実際のお金として徴収したものが15万円あまりになります。ええ、中身につきましてですが、ええ、うちの場合、一戸ずつ確認をいたしました、年金、それからあのう、先ほどお話しにありました児童手当等について差し押さえたものはございません。要するに差し押さえた日付が、要するに支払日に差し押さえたという事実はございません。以上でございます。

●大和議員(大和磨美) 議長。

●議長(山中康樹) 大和議員。

●大和議員(大和磨美) ええと、今のお答えで邑南町ではこのような年金や児童手当を狙い撃ちにするような違法で悪質な差押えがなかったと断言していただきました。今後もこのようなことが絶対にあってはなりませんので、引き続きそのような対応をお願いします。また決算資料などからみても邑南町は資格証明書も発行しておりませんし、徴収にあたっては丁寧な対応をしておられると私は感じております。差押えという最終手段に至る前に引き続き、滞納世帯にはこまめに連絡をとるなどして、相談に乗っていただき、減免や徴収猶予の制度の説明を行ったり、分割納付ができるようにするなど個人の事情や生活状況に合わせ、十分な配慮を持ってより一層住民に心を寄りそわせた対応を続けていただきたいと思います。ええと、それから、昨年度に続き、今年度も国保の医療分が下がってきている状況なのは、担当課より教育民生常任委員会にて説明を受けましたが、下がった要因についてはまだ詳しく分かっていないということでした。単純に考えて国保税を引き下げるためには医療費を減らすことが一番身近で簡単な方法ではないかと思います。現在町では医療費などを抑制するために、何かぐたいせき、具体的な策が講じられているのでしょうか。お願いします。

●服部町民課長(服部導士) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 服部町民課長。

●服部町民課長(服部導士) ええ、議員の話にございましたように、ええ、ここ最近医療費の方、下がってきておりまして、安心をしておりますけれどもその要因についてはですね、まだ現在ちょ、調査中でございます、詳しいところははっきりいたしておりませんけれども、引き続いて調べたいと思っております。ええ、それでご質問の、あのう、現在の医療費抑制策についてでございますけれども、ええ、本町では合併以来、ドックや健診、運動などの保健事業につきましては、健康の維持、増進、生活習慣病の予防、病気の早期発見、早期治療などを目標とし精力的に事業を行ってきております。また、25年度からは特定健診等実施計画、これは第2期分になりますけれども、ええ、この計画に基づき、単年度中期的、長期的な年次計画を立てまして、各年度の目標、取り組みを明確化し、目的を持って活動しております。具体的には、特定健診率アップのため、魅力ある健診と健診きかんの拡大、他機関と連携した受診勧奨、積極的な周知活動等を実施するとともに、特定健診指導実施率向上のために、報告会や教室の実施に努めております。ええ、こうした保健

事業の推進や、後発医薬品、いわゆる、いわゆるジェネリック医薬品の普及啓発などが、医療費の抑制につながるものと考えております。参考までに、特定健診の受診状況について申しあげますと、24年度の受診率につきましては、速報値でございますけれども、ええ、目標が65%にそれに対しまして52.1%と、数値目標には達しておりませんけれども他の市町村が伸び悩む中、県内2番目に高い数値となっております。また、特定保健指導の実施率につきましても、目標の45%に対しまして69.8%と高く、県内でも3番目に高い数値となっております。以上です。

●大和議員(大和磨美) 議長。

●議長(山中康樹) 大和議員。

●大和議員(大和磨美) はい、えと今お答えいただいた中で、ま、特定健診、ドックであるとか、生活習慣病の予防であるとか、そういうことをどんどん推奨して、あのう、住民さんの意識も高めて、あのう、効果があるというふうなお答えでした。で、まあ、びっくりしたのが、その健診の受診率が県内でも2番目に高いということで、あのう、いろいろ頑張っておられる成果かなというふうに感じました。で、今お話の中でジェネリック医薬品の話が出てきましたけど、この活用っていうのはやはりすぐ効果が出てくるものだと思います。で、あのう、国保の加入者は低所得者世帯が多い状況を考えれば自己負担分を減らすことにもなりますし、たいへん有効かと思えます。で、私も調べたところによると、このジェネリック医薬品お願いカードっていうものもあるそうなので、もし、あのう、国保の保険証を発行する際であるとかに一緒にお配りになってもいいのかなというふうに感じております。また考えてみてください。次に国民健康保険の広域化の問題についてお尋ねします。自民、公明、民主の3党による社会保障と税の一体改革の合意により、社会保障制度改革推進法が2012年8月に成立しました。これに基づいて、消費税財源をあてる社会保障制度のあり方について、昨年11月から国民会議で議論されておりましたが、この中で国民健康保険の保険者を市町村から都道府県に移管するという話が出ております。理由として、市町村間の保険料負担の格差是正、小規模市町村の不安定な財政運営の解消、医療供給体制改革の実効性を高める事務の効率化など上げられておりますが、今後保険者が市町村から都道府県に移管された場合、具体的にどのようなことが予想されるのでしょうか。お願いします。

●服部町民課長(服部導士) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 服部町民課長。

●服部町民課長(服部導士) ええ、ご質問の国保の都道府県一本化についてでございますけれども、ええ、改正後の島根県市町村国保広域化等支援方針では、支援期間が平成30年3月31日までとなっておりますので、そうしたスケジュールからしますと平成30年4月1日から一本化が図られるものと思っております。ご質問の想定されることでございますが、ええ、全国の知事会におきましても反発の意見もございまして、どのような形で実現されるかは、まだはっきりと分かってはおりません。島根県におきましても、各市町村への説明と意見を聞く場がございましたけれども、ええ、県が保険者となるのか、ええ、あるいは、後期高齢者医療広域連合のような形態をとるのかも決まっております。今後実施に向けては、そうした形態をどうするのか、運営はどうするのか、保険料の設定をど

うするのか、そうした作業が必要になると思っております。ただ、現在市町村が多くの支援を行いながら維持しております保健事業や国保財政の現状を踏まえますと、ええ、標準保険料の設定を含めた負担のあり方については、十分考慮していただきたいということは要望しております。また、町の考え方でございますが、制度の決定には従う必要があると思っておりますが、これからの作業におきまして、各市町村はいろいろな立場に置かれます。そうした作業において、結果的に本町にとって大きな不利益が生じることをないよう努めることが必要と考えております。

●大和議員(大和磨美) 議長。

●議長(山中康樹) 大和議員。

●大和議員(大和磨美) はい、まあ、広域化に向けてまだまだ本格的な、あのう、決定とかは行われてはいないということですが、まあ、例えば3町村が合併して邑南町となった際に、それぞれ水道料金が違っておりました。で、合併して均一料金となったことで、それまで一番料金の低かった地域の人にとっては実質的な値上げという形となりました。で、私が国保についても今現在の邑南町の一人あたり調定額が県内では平均より低い水準であるのに、県に移管された場合は、高い水準に合わせて実質的な値上げになるのではないかと心配しております。で、ま、先ほども邑南町にとってメリットがあるかどうかという点においては恐らくデメリットがあるのではというニュアンスのお答えをいただきましたが、保険者の財政改善や事務の効率化などでは多少のメリットもあるかも知れませんが、国保の広域化の本当の国の狙いは国庫支出金の削減であり、地方自治体や被保険者の負担が増えていくことが簡単に予想できます。これまで比較的良好な国保の運営をしている我が町にとってはメリットよりもデメリットの方が大きいのではないかと考えます。国民皆保険制度の下支えである国民健康保険を維持していくために国保の財政基盤の安定や保険料にかかる住民負担の公平性の確保などについてはこれからも自治体として一層国に対しての要望の声を上げ続けていきたいと思えます。よろしく願います。えと、国保についてもう1点お尋ねします。ええと、今年の3月議会において、前任議員が高すぎる国保税の引き下げを求めてこの場で一般質問をしておられました。で、このとき私も議会に傍聴に来ておりましたので、その場で聴いていて、なるほどなと思ったんですけれども、国保の加入世帯では世帯の人数に対して均等割が課せられます。で、均等割はしはない、支払い能力に関係なく人の頭数に対して掛けられる人頭税のようなもので、世帯に子どもが増えれば増えるほど税が上がり、負担が重くなります。子どもが一人増えるごとに約2万7千円の負担増となるんです。で、国保以外の公的医療保険制度では世帯に子どもが増えても保険料は変わらないのでこれは国保ゆえの不平等とも言えます。で、質問されたげん、前議員はこの国保世帯の子どもの均等割の部分について町独自の繰り入れをして子育て世代の負担を減らしてはどうかと提案されておりました。で、それに対して、確か町長は検討すると答えておられたのですが、えと、この提案について来年度予算に反映できるように検討されたね、検討されたのでしょうか。どうなったんでしょうか、町長願います。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) ええ、まあ、お尋ねの点でありますけれども、今お話がありましたよ

うに、これは国保制度としてはなかなか難しいので、やっぱりやるならば町単独で考えなきゃいけない問題だろうと思います。で、ええ、その中でやはり子育て支援をどういうふうに考えていくかということをやっぱり基本に考えなきゃならんと思います。で、まあ、ご承知のように今までずいぶん軽減策をとってまいりました。医療費の無料化であるとか、保育料の無料化であるとか、あるいは保育所の完全給食であるとか、様々なあのう、子育てに関する軽減策をとってまいりました。で、私は今の邑南町の財政を考え、まあ、全協でも申しあげましたが、今後の厳しい財政運営等々考えるとすればですね、なかなか町単独でこういったものを新たな助成制度として、ええ、立ち上げていくっていうのは非常にまあ、厳しいのかな、難しいのかとまあ、こういうふうに思っております。ま、そうは言いながらもやはり日本一の子育て村を目指している邑南町でありますから、私はこの中でもう助成制度はもう私はこれで一杯一杯、その代わり一人一人が平等にですね、同じような、やっぱり教育を受ける機会、均等、そしてその教育の質を高める、やっぱりそうした教育の充実というところを私はこれからより一層日本一の子育て村の中で大きな柱としてやっていきたい。そしてその予算というものは、確保していきたいというふうにまあ、今考えてるわけでありまして、そういうところを是非お考えになっていただいて、ええ、いろいろとご理解賜りたいなあと、まあ、いうふうに思っております。

●大和議員(大和磨美) はい、議長。

●議長(山中康樹) 大和議員。

●大和議員(大和磨美) はい、えと、まあ、3月議会で提案された件については非常に難しいというお答えだったように思いますが、今お答えになった中で、ま、個別ではなく、平等に子育て支援をしていきたいという、あのう、思いを聞かせていただきました。えと、2, 3日前だったと思いますが、確か吉賀町の方で、子ども医療費に関して、中学校卒業までだったのを今度は高校卒業までに延長するということが決議されて決まったというふうな報道を聞いております。またやっぱり日本一を目指してうたっているわが町ですから、あのう、このような良い制度というのはどんどんまた参考に取り入れるような視野で今後、あのう、施策にあたっていただければと思います。ま、国保については高すぎる、負担が重いとずっと言われておりますが、まあ、これまで町では一般会計からの繰入や基金の取り崩しを行って本年度もひきさげ、引き上げることなく、充分努力をされていることは分かっております。しかし、あのう、医療分が下がったからと言って、安易に町からの財政支援であるくり、繰入分を減らすのではなく、加入者に還元して保険税を引き下げ、払えない額ではなく、払える額とすべきです。加入者一人ひとりが国保の医療費が下がれば自分に還元されると分かれば健康に対する意識も変わってきますし、保険税を払いやすくすることで、年々膨らんだ繰越滞納分を少しでも減らすことができるのではないのでしょうか。今日お話したことが、来年度の予算編成の際にしっかり反映されることを強く期待しております。ええと、続きまして、2点目、部活動の遠征に対するスクールバスの助成について質問します。現在邑南町では中学校の部活動で各種大会や練習試合に参加する際に、ほとんど全てにスクールバスを運行し、送迎していただいております。で、生徒が安心安全に利用してもらっている状況です。他の市町の友人に私が、あの部活でね、スクールバスでね 試合まで連れていってくれるんだよっという話をするときさすが邑南町、子育て日

本一の村だねっていうふうに、あの、答えが返ってくるぐらいうらやましがられています。ところが先日中学校の校長会において、この部活動遠征に対するスクールバスの、スクールバスの使用回数をへらすこ、減らす方向であるとの町の方針が伝えられたとの話を聞いております。具体的にどういうことなのかご説明をお願いします。

●田中学校教育課長(田中節也) 番外。

●議長(山中康樹) 田中学校教育課長。

●田中学校教育課長(田中節也) ええ、中学校部活動の支援についてでございますけども、ええ、先ほど議員さんおっしゃられましたように、大会参加での遠征はもちろんのことですけども、ええ、練習での遠征におきましても全て町がバスと運転手を確保、手配をしております。このことは、県内の他市町村にも類を見ない充実した対応となっていると思っております。ええ、しかしながら、あのう、部活動でのバスの使用回数がですね、年々増加してきております。練習試合での遠征では、時期によっては同じ週の土曜、日曜、連続してバスの使用申請が出される場合もございます。町有バス、いわゆる町が抱えているバスでの配車が間に合わずに、ええ、民間バスをやむなく借り上げて、手配をするような状況がたいへん多くなっている実状です。このような現状をみまして、経費節約を図る必要性を感じまして、民間バスの借り上げは原則しないようにという考えのもとにその対策としてどういったことが考えられるかということで協議しまして、学校でのひと月分の、部活動でのひと月分のバスの利用計画を前月の10日までに、各学校から出していただきまして、ええ、それを事務局の方で町有バスでの配車ができるように調整をいたします。ええ、特に、あのう、練習試合の日程については、町営バス、ああ、町有バスだけで配車ができないような状況がありましたら、学校間で調整を図っていただきたいということをお願いをしたところでございます。

●大和議員(大和磨美) 議長。

●議長(山中康樹) 大和議員。

●大和議員(大和磨美) はい、えとまあ、その部活動の遠征についてですが、まあ、私自分の子どもが瑞穂中学校の陸上部におりますので、まあ、例に挙げますと年間約30回遠征しております。で、この中では短距離のみの大会、長距離のみの大会、また種目にもよりますし、全ての部員が全ての大会や記録会に参加しているというわけではありませんが、陸上の場合には各記録会で標準記録を突破しないと県総体などの大きな大会の予選への出場資格が得られないために、他の部活動よりももしかすると回数がやや多いということもあるかも知れません。で、この内、町外での遠征にはほとんどスクールバスを運行していただいています。で、大きな大会だけでなく、記録会にも町より送迎していただいているということで、生徒は標準記録突破に繋がるチャンスが多くなっています。しかし、スクールバスの補助回数がへらされてしまったらどうなるかというふうに、あのう、考えますと、やっぱり、やっぱりあのう、参加の方を大きな大会から優先していけば、小さい記録会などへの参加を控えることになるかも知れません。となると標準記録突破のチャンスも減るということにも繋がりがかねます。また今の例はたまたま陸上部を例に挙げたんですけれども野球やバスケットボール、バレーボール、ソフトテニス、各学校ごとに力を入れている部活動が、まあ、それぞれありますけれども、練習試合などに参加して実戦を重ねてこそ

より上の大会へつながる総体予選などで、日頃の成果を発揮できるのではないかと思います。で、ええと、先日あのう、瑞穂中学校の陸上部の保護者会で、ま、今後ほんとに遠征に対してのスクールバスの回数が減ったらどうし、どうしていこうかという話をまあ、顧問の先生から、の議題として出されましたので、まあ、保護者同士でいろいろ話し合いをしました。子ども達が日頃からより上の大会を目標にして頑張っているんだから、親として当然、あのう、子ども達のその大会や記録会への参加を減らしたくないから、みんなでお金を出し合ってバスを借り上げて、まあ、チャーターして遠征することが増えるっていうことは、まあ、これは仕方がない、えと、しかし、遠征先が郡内の他町、例えば川本中学校などで陸上大会がある時などは、ま、近いからできるだけ大きい遠くの大会から優先さしていくと、近場は保護者での送迎ということをお勧めすることもありますというふうに顧問の先生が言われました。で、まあ、そうなった場合には各家庭の事情で送迎できない場合には他のお子さんを、あのう、他の保護者が乗り合いで連れて行くっていうことが生じると思うんですけれども、まあ、これもスポーツ少年団でも同じような悩みはあるんですけれども、やはり万が一のことを考えた場合にはスクールバスでみんな一緒に送っていただいて、安心安全に大会に参加するっていうことが望ましい、やはり、今後もスクールバスの補助は現状のままで続けていってもらえないかというふうな意見が出ました。また私、大和が本年6月議会の一般質問にて就学援助の対象項目を部活動費、PTA会費、生徒会費など追加して増やしてはどうかと正したところ、あのう、ご答弁では町としては子ども医療費の充実や給食食材費の補助、部活動の遠征時のスクールバスの補助をすでに独自の事業として行っている、充分やっていると、あのう、いうお答えで、今後も対象費目を増やすことは検討していないと答弁いただいております。しかし、今回その遠征時のスクールバスの補助を減らすっていうことは実際に、あのう、子ども達にとって、あのう、不利な、あ、不利益が生まれてくるということではないのかと思います。就学援助を受けている子ども達だけでなく、町内の部活動をしているほとんどの生徒が影響を受けることになりますので、これはご答弁が矛盾しているのではないかと私は考えます。子育て日本一の村を目指している町として、あのう、地方交付税がまあ、今後減額されてくる、これを見越して、前倒しで子ども達の学校生活に直接影響を及ぼす部分を減らすということはいかがなことから考えますが、どうでしょうか。

●**田中学校教育課長(田中節也)** 番外。

●**議長(山中康樹)** 田中学校教育課長。

●**田中学校教育課長(田中節也)** ええ、町有バスを利用した部活動遠征を削減をしてくださというお願いをしているわけではございませんで、先ほど申しあげましたように、民間バスの借上げが非常に回数が多くなってきている、その中に、いわゆる練習試合での公式試合でなしに練習試合でのいわゆるバッティングが多くてやむなく台数が配置できないので、民間バスを借上げなければならない事態が多いので、練習、本大会に向けての練習時期というのは、ある程度時期が重なるかも知れません。あのう、同じ部活になった場合はですね。その場合にいわゆる学校間で練習試合の日程を調整したりすれば、ええ、町有バスだけで対応できるような配車ができますから、そういった調整を図る上で前月の10日まで計画を出していただいて、配車計画を作りたいということで、なるべく民間バス

を練習試合で出すということが削減できるんじゃないかということで考えた案でございますのでご理解いただきたいと思います。

●大和議員(大和磨美) 議長。

●議長(山中康樹) 大和議員。

●大和議員(大和磨美) はい、今のご説明で、まあ、スクールバスの補助自体を減らすということではないということが分かりましたので、まあ、保護者さんにもこの説明をすればまあ、ご理解をいただけるのではないかとはいいますが、まあ、町の未来を担う子ども達の頑張りや日々の努力をしっかりと応援して支援していくこともやはり町の大切な役割だと感じますので、あのう、このままこのスクールバスの補助っていうのは邑南町独自のよい策だと思いますので、今後も引き続き行っていただけるようお願いします。で、これが減ることのないように子ども達が不利益を被ることのないように続けていって下さい。で、まあ、せっかく部活動の話になったので町としての中学校における部活動の方針や見解をお聞かせいただければと思います。お願いします。

●土居教育長(土居達也) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 土居教育長。

●土居教育長(土居達也) ええ、先ほどの、あのう、ご質問ですけれども、中学校の部活動のあり方についてですけれども、まあ、意外かも知れませんが、これまで文科省は部活動については教科外、課程外であるという認識をしておりました。ですから、まあ、やってもやらなくてもということだと思います。ええ、この4月、ああ、平成24年度からスタートした新学習指導要領の総則の中に初めて文科省は部活のことについて取り上げて述べております。ちょっと述べさせていただきますと、ええ、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動についてはスポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として教育課程の関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育団体等の各種団体等の連携など運営上の工夫を行うようにというように述べておりますが、ええ、制度や法的な部分について十分な何かがされているということではないという課題もあるように言われております。まあ、あのう、部活動については、ええ、運動部ばかりではなく、まあ、科学部であるとか、文化的なのもあります。まあ、部活動の意義については邑南町としてどうこうということではありませんけれども、一般的に考えてみますと、まあ、自分の好きなことに同じ目的を持った仲間と共に一定時間活動に集中でき、その成果を試合や作品などによって実感できる。ま、先ほど技術的な向上ということについて、かなりあのう、述べておられますけれども、中学校における部活動には様々な意義があるというふうに私は思っております。まあ、るるあると思いますけれども、異年齢の集団の中でそれぞれ立場が違う、学年が違う、そういう中で、ええ、それぞれのいろんなコミュニケーションを図りながら、ええ、自主性や責任感、協調、思いやりなどを日常的に自然に身につけることができるような、あるいは今回の学習指導要領で重視している言語活動や体験活動、特に先輩やあるいは部活動のあり方についていろんな激論や意見が違う中で取りまとめたりするような場もたくさんあると思います。またそうしたことを通して、瞬間、瞬間に自分が何をどういうふうに行動していけばいいのかというよ

うな自己教育力を高めるような場でもあります。また自分の良さや弱さ、あるいは挫折感、成功感、そういったものを通して、ええ、人間の生きる力を身につけていく場でもあると思います。私たち、まあ、あのう、大人はそういったことを支援していくあるいは教師もそうだというふうに思っております。ええ、とかく技術力であるとか、あのう、勝利至上主義になりがちだとは思いますが、決して中学校における部活というのはそれだけを大事にする場ではなくて、本当にこれから生きていく授業の場だけでは磨くことができないそういったことを磨く大事な場だというふうに、大人が、あるいは指導者が地域の者がそういうことを考えていかなければならないというふうに思っています。ええ、小さい学校もおいわけですから、自分の好きな部活に、でない部に所属している子もいます。下手でもやっていこうと言ってる子どももいます。そういった全てのことを考えながら、ええ、学校の中で運営をしていかなきゃならない先生方の苦勞もたくさんあると思います。ええ、みんなで支えながらより良い子ども達に成長できるように、周りの大人が考えていく必要があるなというふうに教育委員会では考えておりますので、ご支援またお願いします。

●大和議員(大和磨美) 議長。

●議長(山中康樹) 大和議員。

●大和議員(大和磨美) はい、まあ、今教育長もお話していただいたようなことを私も常日頃から思っております。で、中学生という時期は心身共に一番成長する時期です。そのような時期において学習だけでなく、自分の内面を磨き、社会性を身につけ、礼儀や人間関係を学んで仲間との友情を育むこと、それは人間の形成に大きくつながっていくことだと思います。そのようなことから考えまして、いろいろな部活動または個別で習い事等しておられるお子さんもおりますが、そういったことを、に、一生懸命取り組むということはこれからの長い人生においてたいへん有意義なことだと思います。で、子どもの教育においてはあくまでも家庭が基本ではありますが、町としても地域全体としても子ども達の成長や頑張りをこれからも一緒に支えていっていただければいいと思います。ええと、最後三つ目の、まあ、質問というか、まあ、少しご意見を聞かせていただければということで、項目に挙げております。ええと、災害時における議会の役割についてという項目です。8. 24 災害の際に緊急時における議会としての対応について事前に申し合わせ等行っていなかったため、災害直後に議員はそれぞれ自己の判断で行動し、個人で活動を行いました。町内が広いということもあり、また地域によって被害状況の差が大きく、それぞれの居住地域で議員の多くが対応していたように思います。被害の大きかった地域の方からはすぐに駆けつけてきてくれた議員は数名で、他の議員はいったい何をしとるんか、また議会は住民の代表なのにわしらが選んでやったのに、災害に対して議会としての活動や協力が見えて来ない、顔が見えないとの厳しいご意見をいただきました。ま、そのような声を聞き、総務常任委員会でも災害時における議会の位置づけや役割についてある程度の取り決めや申し合わせ事項など決めておいて方がよいのではという方向で今議論をしている真っ最中です。で、それに関連して、11月には総務常任委員会で視察研修に行かせていただき、市町村アカデミー主催の防災セミナーを受講したり、災害情報システムについて総務省や企業を訪れていろいろと学んできました。でも、今後も議会としての災害時の対応や役割

については、いろいろと議論を重ねていきますが、以前議員としての経験もおありの町長としてはどのように思われますか。参考までにお聞かせください。

●細貝危機管理課長(細貝芳弘) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 細貝危機管理課長。

●細貝危機管理課長(細貝芳弘) ええ、町長がお答えになられます前に、少しあのう、災害対策本部のことも触れましてちょっとお話ししたいと思います。まあ、実にあのう、議員おっしゃるように、全国の議会ではですね、災害時の議会のあり方について今模索中だというふうに認識しております。まあ、ご案内のように、11月の7日ですか、市町村アカデミーに総務常任委員会、まあ、大和議員も参加されてましたが、そのあのう、基調講話をされました山口大学の瀧本教授でございますが、その先生からですね、邑南町の議会の皆さんは非常に熱心でございまして、で、たくさんあのう、学習にきていただきましたということでご報告をいただいております。でそれを受けましてですね、総務常任委員会では今議長もメンバーでございまして、先ほどご案内のように総務常任委員会として、どういうふうな立ち位置をしていくかというのは研究中だということは認識しております。で、あのう、ここであのう、議会のそのう、災害に対するあり方について、まあ、町長の方からそれに言及するというのは、一つは、ええ、議会ですね、自律権というのがございまして、そこへ言及するのは非常に難しいということではございますけれども、あのう、災害対策本部というのは災害時には設置します。で、現在ですね、災害対策本部の見直しということで今作業を進めております。で、まあ、現行制度で言いますと、議会の関係で言いますと、議会事務局長、あるいは議会の職員、これも総務部という組織の中の総務班に所属します。この総務部、総務班の分掌は非常に多義に渡っております。ええ、従いまして、これをですね、事務局長さんいろんな部門、ああ、場面で動いていただきますと、非常に広範な動きになります。で、改めて、まあ、確認の意味でも、整理しなくてはいけないと思うんですが、この分掌の1つの中に、災害時の議会の運営に関するということがあります。従いまして、事務局長はですね、地方自治法で言いますところの議長の命を受けて事務をとるということになっておりますので、総務部の事務分掌は、まあ、いろいろある中で、議会への情報伝達は、まあ、本来の業務だという位置づけでございまして、これはあのう、何も新しいことではなくて、確認の意味でお互い共有したいわけですが、事務局長並びにその局員はですね、災害対策本部が設置された後も議会の事務局員として災害対策本部という組織が一つあります。で議会という組織があります。まあ、そのつなぎ役として、ええ、仕事をしていただいたらというふうに思いますので、ええ、その後のですね、議会のそれぞれの有り様につきましては今先例の事例たくさんございますので、ええ、その中で総務常任委員会あるいは全員協議会であるべき姿を決められたらというふうに思っております。以上でございまして。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) あのう、まあ、私の率直な感じで申しあげますと、やはりあの議会と行政、我々は両輪ということを常に言うわけでありますから、あのう、やっぱり災害発生起こったときから情報をいかに共有していくかっていうところをお互いにやっぱり研究

していく必要があるのではないかなと、まあ、そういう意味ではあのう、議員の皆さん方がそうやって真摯に一生懸命、ええ、模索されているっていうことは非常にまあ、敬意を表するわけでありまして。で、今振り返ってみますと、8. 24 当日あるいは翌日、その翌日、まあ、知事も国会議員の先生方もすぐさま入っていただいたんでありますが、私の方から議員の皆さま方に一緒になって、全員でそういったところを見ていこうやというような呼びかけも私はちょっと足らなかった部分もあるかも知れません。ええ、やっぱりそういう意味で被災者の方々も、ええ、議員さんの顔が少なかったというお叱りもあったのかも知れませんが、ええ、我々が皆さん方にいかに情報提供して、いかに一体となってやっていくかっていうことについての我々の姿勢も十分に今後は研究していく必要があるのではないかなと、まあ、いうふうに思っております。まあ、今後ともご指導賜りたいと思います。

●大和議員(大和磨美) 議長。

●議長(山中康樹) 大和議員。

●大和議員(大和磨美) はい、まあ、今あのう、危機管理課長と町長からお話いただいた中でも、まあ、私たち議員もそれぞれ今回の災害で活動する中で、やはり情報の共有、伝達という部分について足りなかったのではないかという感じを受けましたので、ま、この点をまた今後、あのう、行政の方とそれから議会の方と一緒に考えて、まあ、よりよい、あのう、マニュアルではないですけどもあり方について今後議論を重ねていければと思っております。ええと、私の質問は以上です。

●議長(山中康樹) 以上で大和議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午後 2 時 25 分とさせていただきます。

—— 午後 2 時 12 分 休憩 ——

—— 午後 2 時 25 分 再開 ——

●議長(山中康樹) 再開をいたします。続きまして通告順位第 4 号瀧田議員登壇をお願いいたします。

●瀧田議員(瀧田均) 議長。

●議長(山中康樹) 2 番、瀧田議員。

●瀧田議員(瀧田均) 2 番議員の瀧田均でございます。ええ、先ほど大和議員の質問の冒頭にありましたけれども、ええ、今災害の災害復旧のスケジュールについて少しお話があったわけですが、ええ、関係する職員の皆さま方にはどうぞ体調に留意をされて、ええ、業務にあたられることを念願するものでございます。ええ、私は有害鳥獣対策について、ええ、7 項目質問を用意して通告書を提出しておりますが、ええ、一つ一つ質問項目がおいしいものもありますが、どうかよろしくお願ひします。ええ、近年、ええ、中山間地ではイノシシ等の野生鳥獣による農作物被害等が大きな問題となって久しいところでございますが、邑南町においても依然として被害が続いているのが現状です。ええ、10 月に公民館単位で行われた議会との意見交換会でも住民の方から被害防止の取り組みを強化するよう要望や意見が出たところでございまして、真剣に取り組む必要があると改めて感じているところでございます。ええ、平成 19 年 12 月に鳥獣による被害防止のための施策を推進するため、鳥獣被害防止特措法が制定をされ、市町村が中心となって行う被害防止のため

の総合的な取り組みへの支援がなされる体制になったものと承知をしております。邑南町においては邑南町鳥獣被害防止計画を策定し、平成23年度から平成25年度までの期間の取り組みを示しているところです。また、平成24年度から平成27年度の期間を対象に邑南町緊急捕獲等計画で被害防止対策がこじつ、講じられていることも承知をしているところです。そこで具体的に質問をいたします。ええ、1番目の質問ですが、鳥獣対策、鳥獣被害防止特措法の趣旨および当町が定めている被害防止計画等について、ええ、お尋ねをいたします。鳥獣被害防止特措法には財政支援等どのような内容が盛り込まれているのか、また邑南町の被害防止計画と捕獲等防止計画は対象鳥獣が、前者がイノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマ、アライグマ、ヌートリアの6種であり、後者はイノシシ、ニホンザル、ニホンジカの3種で計画期間も3年と4年の違いがあるのですが、計画策定の基本的な考え方がどのように違うのか、お伺いします。また被害防止化計画の方は今年度が最終年度ですが、次年度以降の計画は引き続き、さくせいされ、策定されるのか、されるとすれば、期間は何年間となるのかお尋ねいたします。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** 番外

●**議長(山中康樹)** 植田農林振興課長。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** ええ、鳥獣被害防止特措法の趣旨と本町の被害防止計画等についてのご質問でございます。ええ、鳥獣被害防止特措法と申しますのは正式には鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律と申します。ええ、農山漁村地域の鳥獣害が深刻な状況であることから、農林水産大臣が被害防止対策の基本指針を策定し、市町村が作成する被害防止計画を基に被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進することを目的としたものでございます。内容は鳥獣の捕獲について県に代わって許可することができる権限の委譲と被害防止施策にかかる費用を地方交付税で措置する財政支援。そして鳥獣被害対策実施隊を設けることができる人材確保などとなっております。次に邑南町被害防止計画で対象としている鳥獣についてでございます。早急に被害を防止するための対策を講じる判断をした鳥獣とするというふう to 実施要領にはございます。邑南町全域で被害をもたらす、または今後甚大な被害をもたらす可能性のあるもの、6種類を対象として、計画期間も実施要領に沿って3年としております。一方、邑南町緊急捕獲等計画は個体数の増加、分布の拡大が著しいなどの要因により捕獲することに重点を置いた計画でありまして、捕獲個体に対して補助金が支払われますので、現状の邑南町捕獲奨励金の対象鳥獣である3種類を対象獣として、計画期間については実施要領に沿って4年としております。また計画の更新についてですが、邑南町鳥獣被害防止計画が今年度最終年度となっており、現在事業成果をけんしゅう、検証中でございますが、来年度から3年間の予定で策定するように考えております。また、邑南町緊急捕獲等計画につきましては緊急的な事業に対応した計画であるため、現在のところでは次期の計画はないものというふう to 考えております。

●**瀧田議員(瀧田均)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 瀧田議員。

●**瀧田議員(瀧田均)** ええ、邑南町の被害防止計画については、3年ごとで更新をされて続けられるというように理解をしたわけですが、ええ、捕獲等防止計画の方は、ええ、被害

の状況が著しいという場合には今後数年後にまたこのような捕獲等防止計画が作成される可能性もあるということかどうかお聞きいたします。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外

●議長(山中康樹) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) ええ、この計画につきましては国の特別措置法の中で対応したものですので、ええ、その要領、要綱等に添って状況を見ながら対応することになるうかというふうに思います。

●瀧田議員(瀧田均) 議長。

●議長(山中康樹) 瀧田議員。

●瀧田議員(瀧田均) はい、それでは2番目の質問に移りたいと思います。ええ、狩猟関係者の状況及び増加対策等についてお伺いをいたします。鳥獣被害対策は有害鳥獣の個体数を減らすことと農地等への鳥獣の進入防止をすることが基本であるというふうに思いますが、個体数を減少させることがより重要であると認識しています。その意味で狩猟者の増加と狩猟捕獲意欲の向上が大切なことと考えます。近年全国的には有害鳥獣を捕獲する猟友会等の狩猟者や狩猟組織の構成員の高齢化により狩猟関係者が年々減少傾向にあると言われていたところでございます。邑南町の状況は分かりませんが、狩猟のプロの方に捕獲駆除活動にご協力いただくことが鳥獣被害を減少させる大きな要素と考えているところでございます。ええ、狩猟者の皆さまにはいつまでもお元気で事故なく捕獲活動に励んでいただくと共に、若い方の参加や育成にご尽力をいただいと、いただきたいと願うものでございます。そこで邑南町での狩猟関係者の状況について、5点伺います。1点目ですが、ここ1、2年の有害鳥獣捕獲駆除の実績と協力された方の人数そして割合はどうなっているのかお答えを下さい。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外

●議長(山中康樹) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) 駆除の実績と捕獲班員数についての質問でございますが、昨年度と今年度の数値でお答えをいたします。ええ、年度ごとの捕獲頭数は平成24年度がイノシシ317頭、サル35頭、シカ7頭。平成25年度がイノシシ454頭、サル5頭、シカ9頭となっており、今年度の数値は10月までの、ああ、10月末までのものでございます。この捕獲に携わっていただいた捕獲班員数ですけれども、平成24年度が67名、平成25年度が68名です。捕獲班員の総数は平成24年度、25年度共に143人ですので、率で申しますと平成24年度が46.9%、平成25年度が47.6%の方が捕獲の実績を上げていただいたということになります。

●瀧田議員(瀧田均) 議長。

●議長(山中康樹) 瀧田議員。

●瀧田議員(瀧田均) ええ、約半数近くの方のご協力をいただいて、ええ、捕獲駆除がなされているというご回答でありました。ええ、今後ますますご協力をいただいて被害が減少することを望むところでございます。ええ、2点目ですが、町の非常勤である鳥獣隊被害対策実施隊員は1年任期で選任され、1年ごとに再任されて、隊員は50名以内とのことですが、選定はどのように行われ、町職員と民間隊員の割合はどうか、また再任時に

は捕獲駆除等の活動実績が反映されるのかお伺いをいたします。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外

●議長(山中康樹) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) 実施隊員の選任についてでございます。実施隊員は地域性を考慮した上で十分な知識と経験を有した方を猟友会から推薦いただき、町長が任命するという手続きにしております。現在48名、内、町職員は3名でございます。町職員が含まれる割合は6.3%となっております。また、再任にあたって活動実績が反映されるのかとのご質問でございますが、出動の要請に応じていただける方については捕獲駆除等の活動実績の有無によらず、引き続きお願いをしております。

●瀧田議員(瀧田均) 議長。

●議長(山中康樹) 瀧田議員。

●瀧田議員(瀧田均) ええ、3点目の質問をいたします。ええ、鳥獣被害防止対策がより有効に機能するために、ええ、実施隊員を対象とした研修会等も行われているのか、また今後行われるのかお伺いをいたします。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外

●議長(山中康樹) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) 実施隊員の研修についてのご質問でございますが、実施隊員に対する研修は、ああ、実施隊員の皆さんには地域の指導者として活動していただきたいと考えております。追い払い用煙火の講習会でありますとか、ニホンジカ対策先進地視察それから鳥獣被害対策担い手研修といったところに出かけていただいております。

●瀧田議員(瀧田均) 議長。

●議長(山中康樹) 瀧田議員。

●瀧田議員(瀧田均) ええ、4点目の質問ですが、現在は狩猟免許を持たない方でも箱穴の猟の餌やり等の補助者としての狩猟に従事することが可能になったとのことですが、ええ、邑南町にはそのような従事者が何人くらいおられるのかお伺いをいたします。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外

●議長(山中康樹) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) 狩猟免許を持たないで有害鳥獣捕獲に関わることにについてのご質問でございますが、この件は鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針が、平成23年9月に改正され、一定の要件の下で狩猟免許を持たない者であっても有害鳥獣捕獲に補助者として関わるということが可能になったというものでございます。しかしながら、捕獲の業務というのは非常に危険を伴う行為でございますので、邑南町としてはこれまでどおり正規に狩猟免許を取得していただいて、捕獲班員として活動していただきたいと考えております。ええ、捕獲免許を持たないで有害鳥獣捕獲に補助者として従事する場合の従事者証の発行ということは現在事例としてございません。

●瀧田議員(瀧田均) 議長。

●議長(山中康樹) 瀧田議員。

●瀧田議員(瀧田均) ええ、そのような方は今のところおられないということですが、ええ、まあ、そういう制度があるということはそういうものも利用しつつ被害を防止をしていく

という観点もあろうかと思しますので、また検討していただければと思います。ええ、5点目の質問に移ります。ええ、わな免許取得や猟銃所持を新規に行おうとする場合、狩猟者増加策として考えた時、町からの支援はどの程度まで行われるのか、また狩猟関係者の増加対策は鳥獣被害を防止する上で重要と考えますが、今後何か対策を講じられるのか、以上お伺いをいたします。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外

●議長(山中康樹) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) 狩猟免許者確保のための町からの支援についてのお尋ねでございますが、狩猟免許取得者数は現在、増加傾向にございます。狩猟登録者数で見ますと平成20年度に103名であったものが、今年度では143名となっております。町といたしましても地域の獣害対策の担い手の確保と育成は重要であるというふうに考えておりまして、地域ぐるみで取り組む担い手育成の手法として、中山間地域等直接支払の活用や邑南町農林総合事業の活用を勧めております他、狩猟免許を取得する際の講演会を町内で開催したり、その受講料を補助するという事なども行っているところでございます。

●瀧田議員(瀧田均) 議長。

●議長(山中康樹) 瀧田議員。

●瀧田議員(瀧田均) ええ、以前の実施隊設置要綱では隊員の構成が町職員となっていましたので、ええ、現在の民間単位の、隊員の割合等をお聞きしたところですが、今後必要であれば定員増加等柔軟に検討いただきたいと思います。また担い手の育成が重要だとの認識を伺いましたので、狩猟免許取得者や講習受講者等への助成金などの支援策も今後検討していただくよう申しあげておきます。ええ、3番目の質問に移ります。ええ、捕獲鳥獣の状況と捕獲対象でない鳥獣に対する駆除の取り組みについてお伺いをいたします。冒頭で申しあげました意見交換会での住民の方のお話によりますと、ヌートリアの捕獲には、ええ、名称が正確かどうか分かりませんが、捕獲に対する手当のことで、ええ、捕獲奨励金が支払われないので狩猟者が捕獲に消極的だという話をされました。そこで2点お伺いします。ええ、1点目ですが、鳥獣被害防止計画等にある対象鳥獣の内、捕獲奨励金を支払われる種はどの鳥獣で捕獲奨励金の額は、ええ、いくらなのか。また対象、支払い対象でない種はどの鳥獣なのか。ああ、2点目ですが、ええ、近年サギやカラスが多くなり、田植え時期に若苗を踏み込んで困るとか、農作物被害の話をよく聞きますが、サギやカラスは捕獲対象鳥獣にはならないのか、伺います。また市町村の中には、対象でない鳥獣にも捕獲奨励金を支払って捕獲駆除に取り組んでいるところもあると新聞報道等により承知しておりますが、捕獲意欲向上の観点から邑南町ではそのような取り組みを行う考えがあるのかご所見、ご回答を伺います。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外

●議長(山中康樹) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) まず1点目の捕獲奨励金についてでございますが、鳥獣対策の基本は地域ぐるみで鳥獣の餌場になる食物残さの投棄を止めること。そして、すみかとなる耕作放棄地を整備すること、などの対策を行い、獣害に強い地域を作ることであって、自分の農作物は自分で守ることが、まずは基本になろうかというふう考えてお

ります。こういったことを踏まえた上で、なお被害が甚大なイノシシ、サル、また今後被害が拡大をする、拡大する恐れが高いと思われるシカに対して、それぞれ6千円、2万円、7千円を捕獲奨励金として交付することとしております。ええ、お尋ねのヌートリアにつきましては、今後、被害を調査し奨励金の対象とするべきかどうかの検討をしたいと思いますが、こういった外来の小動物につきましては講習を受けることによって捕獲器による捕獲許可を受けることができますので、自衛策についても啓発をしていきたいというふうに考えております。ええ、次に2点目の捕獲奨励金支払いの対象を拡大する考えについてのご質問ですが、農作物に被害が発生していたり、また被害を受ける可能性がある場合には、捕獲の許可申請をしていただくことによって、町の方で調査をし、捕獲許可を出すことができるようになっております。その際の捕獲奨励金についてはヌートリアと同様でございます。現在は交付することとしておりませんので被害の状況を調査し奨励金の対象とするべきかどうかの検討をすることになりますが、過去の状況や現在の町内での被害の発生場所を考えますと、駆除を行うこと自体が非常に難しいこと、また駆除ができた場合にも、その効果において十分なものが期待しにくいのではないかとこのように考えております。

●**瀧田議員(瀧田均)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 瀧田議員。

●**瀧田議員(瀧田均)** ええ、鳥獣の被害は住民の皆さまからいろいろな状況を伺っておりますので、ええ、調査を実施するなどしていただきたいし、ええ、捕獲意欲向上の観点から捕獲奨励金を支払い対象の拡大や増額をするよう検討していただきたいと思います。ええ、次に4番目の質問に移ります。有害鳥獣の捕獲計画等の対策についてですが、被害防止計画や緊急捕獲等計画によると、対象鳥獣の捕獲計画数が年度ごとに定められています。邑南町の平成27年度までの種ごとの年間目標はイノシシが370頭、ニホンザルが40頭、ニホンジカが25頭となっておりますが、この目標数は鳥獣被害の減少と野生鳥獣保護管理の観点から設定されたものと推測するところでございます。ええ、そこで捕獲数を捕獲目標数に合致させることや捕獲数の地域間格差を少なくするのは非常に手法が難しいのではないかとこのように思うところですが、それに関することを2点お伺いします。ええ、1点目ですが、狩猟者や狩猟組織に対し捕獲数についてどのように依頼や調整を実施されているのか、2点目ですが、ええ、捕獲目標のある3種以外の鳥獣は捕獲目標が設定しておらず、あのう、設定されていないのですが、ああ、それはなぜかお尋ねをいたします。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** 番外

●**議長(山中康樹)** 植田農林振興課長。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** 1点目の捕獲数をどのように依頼、または調整しているかとお尋ねですが、まず、捕獲目標は直近3年間のデータをもとに設定をしております。鳥獣の捕獲数は個体数の増減と密接に関係したものでありますので、無理に目標数に近づけるということではなく、被害の状況や個体数の状況によって判断することとしております。鳥獣の捕獲許可証には捕獲範囲一人当たりの上限数量を書き込むという方法で依頼しております。また許可を出すにあたって、調整をしているのかとこのご質問ですが、地域による捕獲数には差がございますので、これはあのう、地形的要因ですとか環境的要因など様々

ございます。ええ、捕獲班員の皆さんの現場での判断によって駆除していただいているというのが実態でございます。ええ、2点目といたしまして、捕獲目標を定めているものと、定めていない鳥獣についてのご質問でございますが、ええ、捕獲目標を定めているものについては、捕獲班員や鳥獣保護員に生息状況を聞き取り生息数の傾向の把握に努めておりますが、その他の鳥獣については捕獲が必要なほどの状況が頻発するわけではございませんので、目標値を設定せず、被害の発生状況を見ながら対処するという事としております

●**瀧田議員(瀧田均)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 瀧田議員。

●**瀧田議員(瀧田均)** ええ、それでは5番目の質問に移ります。有害鳥獣に対する地域ぐるみでの対策ならびに広域対策について伺いをいたします。農地等への有害鳥獣の進入防止については、ええ、集落や中山間協定集落において防護策の設置等で被害防止策が講じられているところですが、ええ、高齢化や過疎化で対策活動が重荷になってきているのが実態ではないかと思っております。ええ、営農の担い手対策と同様に集団化や集落同士の連携等の対策に加え、農家以外の方の協力も得て地域全体として対策を講じる体制の構築が必要であると感じているところです。邑南町では前段で述べた鳥獣被害対策実施隊が組織され、町全体で活動がなされていると伺ったところですが、捕獲班等の活動地域については旧町村単位での活動にとどまっているとお聞きいたしました。今後鳥獣被害がさらに拡大することも予想され、邑南町全体での活動ができる体制にする必要があるのではないかと考えます。またイノシシやシカなど野生鳥獣には集落や自治体等の境があるわけではないため、周辺の自治体との連携も考慮すべきと考えます。特にシカ被害については隣接県の広島県安芸高田市で被害が大きいと聞いておりますので、災害連携同様に鳥獣被害対策においても広域連携で対策強化することも提案するところでございます。例えば有害鳥獣の出没情報の多い地域で広域連携した市町村の狩猟者や実施隊員が合同で捕獲作業を行う活動もその対策の一つであると考えております。9月の定例会において、ええ、町長からお話を聞きましたが、島根県町村会長として町村会の国への統一要望された中に有害鳥獣対策について引き続き国の対策を継続、実施いただくこと、ツキノワグマの適正な個体数管理に向けた調査実施をいただくことも要望をされたところのご報告を伺ったところでございます。今述べた広域連携等については私が承知していないだけですでに取り組みがなされているのかも分かりませんが、まだ取り組みがなされていないとすれば次の2点について具体的に伺います。1点目ですが、地域全体で鳥獣被害対策を講じることや捕獲等の活動範囲を邑南町全域で実施することの検討や計画はないか。2点目、近隣の町や隣接する広島県等の市町村と共に実施隊を始めとする狩猟関係者による広域連携での対策強化を今後検討する計画があるのか、計画を実施する場合にはそれに見合った鳥獣被害対策の補助事業があるのか、御所見をお伺いします。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** 番外

●**議長(山中康樹)** 植田農林振興課長。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** 1点目の捕獲班の活動範囲についてと地域でまとまって対策を講じることが必要ではないかのご意見でございますが、対策の効果を上げるために

は個々の対応ではなく、集落などある程度の規模でまとまりを持って取り組むことが必要と考えておりますので、現在の事業実施においては組織的な取り組みを推奨しているところでございます。また捕獲班の活動を邑南町全域でできるようにすることについてのご質問ですが、ええ、地理的なこと、地形に関すること、また鳥獣の生息状況に関することなど、そういった予備知識のあるなしは捕獲範囲の活動の効果と密接な関係があると考えております。そういったことを配慮いたしまして、班員の皆さんが熟知された地域で活動していただくという方法をとっております。ええ、次に2点目の隣接自治体との連携についてのご質問でございます。対策の効果を上げるためには隣接する自治体との連携は不可欠であると考えております。ええ、1例を挙げますと、現在町内で目撃情報がありますが、農作物への被害はまだ比較的少ないシカでございますが、ええ、広島県の安芸高田市、北広島町、三次市では年間に3千頭前後の捕獲を行っておられます。ええ、鳥獣類は自治体の枠組みを超えて移動いたしますので、予め生態に関する情報を集めどういったルートで移動しているのか、どのくらいの時間をかけて移動していくのか、いつ頃どのあたりで出没するのかといった情報を近隣の自治体と共有しながら対策を進めていくことが必要だと考えております。またあのう、広域での取り組みに対する助成があるのかとのご質問でございますが、ええ、メニューとしてはございます。ただ、その際に求められる要件がございまして、このハードルが高いものですから、当面はそれぞれの町が互いに情報交換をしながら協力できるところは協力をしながら進めていくというのが現実的な対応ではなかろうかと考えております。

●**瀧田議員(瀧田均)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 瀧田議員。

●**瀧田議員(瀧田均)** ええ、今後の狩猟関係者の増減にも関係をいたしますが、仮に狩猟者が現在よりかなり減少した場合、捕獲する人が町内どこでも捕獲等の活動ができないと、町全体として個体数減少への取り組みが困難になること。それと合同捕獲等の活動も実施できないこととなります。そういう意味で地域を限定するより、町全体で活動できる体制にした方が被害対策を柔軟に実施しやすいと思うところです。今後、捕獲駆除等の活動を町内全域で行うことができる体制への移行は検討されるのか、また広域連携の取り組みについてはどのような見通しを持っておられるのか町長のご所見をお伺いいたします。

●**石橋町長(石橋良治)** はい議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** あのう、お話のようにこの有害鳥獣はほんとに広域的に移動しますので、地域限定とか邑南町だけでっていうことはほんとにこれは対策にはならないと思います。したがってまあ、自治体についてもあるいは他の町村との連携についてもこれは真剣に考えていかなきゃいけない問題だと思いますし、取りあえずやるのはまあ、まず、邑南町で自治体については全町的にやると、いうことについては大いに私はやっていくべきであろうと、まあ、いうふうに思っております。

●**瀧田議員(瀧田均)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 瀧田議員。

●**瀧田議員(瀧田均)** ええ、午前中の、ええ、平野議員の監視システムのあのう、ええと、

書類を見せられましたけど、あのう、一部の自治体では有害鳥獣の出没情報を電子機器でデータ化して、ええ、捕獲や追い払い等の対策を強化している、あのう、先進事例が紹介をされています。ええ、邑南町においてもいろいろなアイディアを出し合って被害防止対策を講じていただくよう要望をいたすところでございます。ええ、この有害鳥獣対策については町全体としていかに被害を減少させるかが重要なことであり、今後も議論を深めたいというふうに思っております。ええ、続いて6番目の質問に移ります。ええ、被害防止施策の実施体制についてお伺いします。ええ、先ほど述べた地域ぐるみでの対策に関連をすることですが、生ゴミを周辺地に捨てないなど、有害鳥獣を農地周辺に出没させない生活習慣の醸成や、ええ、鳥獣の出没情報の提供と住民の皆さまの理解が重要であり、計画書の中にも研修会や講演会を開催することが計画されているところです。また被害防止施策の実施体制についても被害対策協議会において、役割等が決められております。被害防止対策を強化するためには関係者の認識を共通にして、推進することが重要と考えますが、この点について今後の取り組みや研修会等開催の計画があればお聞かせ願いたいと思います。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外

●議長(山中康樹) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) 被害対策協議会での被害防止研修についてのご質問ですが、実施隊員の皆さんに対する研修といたしましては、来年2月に研修会の開催を予定しておりますけれども、今年度一般の皆さんに対する啓蒙等の、あ、啓発等の事業についてはすでに計画はございません。ええ、ご指摘の意見を踏まえまして来年度以降の事業計画の中でまた検討させていただきたいというふうに考えております。

●瀧田議員(瀧田均) 議長。

●議長(山中康樹) 瀧田議員。

●瀧田議員(瀧田均) ええ、それでは最後の質問に移ります。ええ、ジビエの有効利用についてお伺いします。ええ、捕獲肉は中山間地の貴重な資源でもあります。町内には以前より狩猟期間の良質なイノシン肉を通信販売等で全国へ発送するという先駆的な取り組みをなされている狩猟者もおられます。狩猟期間以外の時期に捕獲した肉は美味しくないという聞いておりますが、加工や料理工夫をすれば需要が増すかも知れません。それには研究が必要と思っております。ええ、捕獲してその対価が十分還元される仕組みを構築することは今後この地域での経済活動の活性や雇用の拡大に大いに寄与するものと思います。個人での取り組みにも配慮し、連携も視野に入れつつ、邑南町全体としてジビエの有効活用について構想があればご所見を伺いたいと思います。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外

●議長(山中康樹) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) ええ、ジビエの有効活用についてのご質問でございますが、近頃マスコミにジビエが取り上げられることが多くなったというふうに感じております。ええ、ブームが起こりつつあると言ったような表現がされている新聞もありましたが、地元で調達できる食材として有望であることや山菜、果実、地酒といったような私たちのこの地元でとれた食材と組み合わせた商品を開発することによっ

て、商品に物語性を持たせることもできますでしょうし、そのことによって、価格競争を回避することもできるようになるのではないかというふうに思っております。ええ、一過性のブームに乗るのではなく食習慣として定着させるような取り組みが必要だというふうに考えております。

●**瀧田議員(瀧田均)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 瀧田議員。

●**瀧田議員(瀧田均)** ええ、有害鳥獣の被害対策は全国的に各自治体で大きな課題となっている中、自治体によっては先ほど述べた事例以外にも大学とタイアップして鳥獣管理士を養成する取り組みや町工場に独自わなの開発を依頼して集落に配布する取り組み、狩猟関係団体が合同で箱わな設置研修会を行う取り組みなど新聞報道等で紹介をされています。いずれもその取り組みにより、成果が現れたことと共に、地域の絆が高まったことが紹介されています。当邑南町においても狩猟者の増加や狩猟捕獲意欲の向上始めとする有害鳥獣対策を強化することにより、被害の軽減と住民の皆さまの意識高揚並びに地域の絆、協働がさらに高まることを希望、期待し私の一般質問を終わります。

●**議長(山中康樹)** 以上で瀧田議員の一般質問は終了といたします。本日はこれにて散会といたします。ご苦勞様でございました。

—— 午後 3時 8分 散会 ——